

日露戦争後に外国渡航する地方「少年」たち

—入米中継地・出米活動地としてのメキシコ—*

坂野 鉄也

BANNO, Tetsuya

2025 年 9 月

Sep. 2025

目次

1	はじめに	1
2	1906・07 年メキシコ渡航者の概況	4
3	メキシコに辿り着く地方「少年」・元「少年」たち	15
4	おわりに	32

* 本稿は、2023 年度経済学部学術後援基金による研究課題「滋賀県とメキシコとの結びつき：移民と移民を送り込んだ近江商人」の成果の一部である。

そもそも、中南米への移民で、いったい何人の人がその土地を永住の地と考えていたでしょうか。ほとんどが、そこをアメリカに入るための足がかりにし、その機会をねらっては、より北へ、アメリカに近い所へと進み、果てはメヒコとアメリカの国境、リオグランデ河畔に集まったものです。

松本三四郎『メヒコで百年』（私家版）、1977 年、258 頁。

1 はじめに

文部省が毎年公刊する報告によると、20 世紀転換期において年度毎に数値は異なるものの、中学校を卒業してから 1 年後に、少なくとも 30 % のものたちが進学も就職もしていない状態にあったと見られる¹⁾。そうしたもののうちの一部は外国へと向かっていた可能性がある。

中学校の「半途退学」いわゆる中退について研究した斉藤利彦は、富山中学を事例に 1904 年から 1907 年のあいだの 4 年間に「渡米ノ為メ退学」したものが 9 名いたことを記している²⁾。また木原盾は、19 世紀後半から 20 世紀初頭の「大量移民時代」、特に世紀転換期に日本から米国に移住したものは、中等教育を修了した男子が優越していたことをデータ分析によって示している³⁾。日本から米国への移住者では中等教育の途上にあった、あるいは中等教育を

修了した 10 代の男子が多かった可能性が見えてくるのである。

20 世紀転換期において 10 代の男子を米国移住へと駆り立てた背景には、大きく二つのことがあったものと考えられる。

まず一つは教育政策である。府県立中学校の増加によって中学校卒業生は増えたものの⁴⁾、高等学校はほとんど増えず⁵⁾、専門学校は増加したものの、高等教育にアクセスするための入試は激化し、社会問題化していた。

1905 年時点で高等教育機関の入試倍率は 3 倍を超えていた⁶⁾。同年卒業者の、卒業後 1 年、つまり 1906 年時点での進路状況は、11,137 名中、高等学校進学者は 694 名で 6.23 %、専門学校への進学者は 3,311 名で 29.73 %であった。高等教育機関への進学者は 35.96 %しか

¹⁾ 米田利彦『近代日本中学校制度の確立——法制・教育機能・支持基盤の形成』東京大学出版会、1992 年、115 頁。

²⁾ 斉藤利彦『競争と管理の学校史——明治後期中学校教育の展開』東京大学出版会、1995 年、68 頁。

³⁾ Kihara, Tate, "Socioeconomic selectivity of Japanese migration to the continental United States during the Age of Mass Migration", *Journal of Ethnic and Migration Studies*, Vol. 48, No. 11, 2022, pp. 2577-2600. <https://doi.org/10.1080/1369183X.2021.1963219>

⁴⁾ 米田『近代日本中学校制度の確立』、103 頁。教育史研究者の寺崎昌男は、小学校教職の社会的地域の低下により、師範学校よりも高等教育機関への進学のある中学校への進学ルートが選好されたことを指摘している。寺崎昌男「近代学校体系の整備と青年の進路」『教育学研究』第 44 巻第 2 号、1977 年、156 頁。

⁵⁾ 1893 年 8 月 24 日勅令第 86 号によって改正された「文部省直轄諸学校官制」において、1894 年 6 月 23 日付勅令第 75 号、いわゆる「第一次高等学校令」により高校となる高等中学校は、第一から第五までのナンバースクールと山口高等中学校、鹿児島高等中学校造士館の 7 校であった。1900 年に第六高等学校が追加され 8 校となったものの、1905 年には山口高等学校が高等商業学校に転換され 7 校、1908 年に第八高等学校が設置されて 8 校となって以降は、寺内正毅内閣による、いわゆる「ネームスクール」が設置されることになる 1919 年まではその数を増やすことがなかった。坂野鉄也「文部省直轄諸学校官制による学校設置に見る旧制下の教育政策」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.310 (2023 年 9 月) を参照。

⁶⁾ たとえば、天野郁夫『旧制専門学校論』玉川大学出版部、1893 年、133 頁。

いない。その一方で「未就職就職未詳等ノ者」が3,990名35.83%でほぼ同じ割合となっている⁷⁾。高等教育機関の不足が高等教育機関への進学を果たすことができない男子を生み出したのである。

高等教育機関進学が狭き門であることを前にした男子たちに広まったことのひとつは、移民熱・渡米熱であった。これがもうひとつの背景である。

20世紀初頭には、渡米を奨励する多くの書物・雑誌が出版され、力行会などの渡米を後押しする団体がその活動を広げた⁸⁾。それ以前にも、1893年には榎本武揚らによって殖民協会が創設され、内国殖民論から海外殖民論への転換が起こり、海外へと目が向けられるようになっていた。また『渡米雑誌』や『渡米新報』といった渡米奨励雑誌は、米国を「稼げるだけではなく学べて洋行帰りにもなれる」⁹⁾というイメージで描いた。

このイメージが日露戦争後のいわゆる「成功ブーム」のなかにあった男子たちを刺激した。アール・H・キンモンズが指摘するようにここで言う「成功」とは、「資本主義的な意味での富をとりたてて成功と呼ぶのと、富貴のための勉学という古くからのテーマが同時に含まれて」

いた¹⁰⁾。渡米こそが「成功」への道と少年たちを刺激した。

ところが20世紀初頭になると、渡米が困難になり始める。そのとき、米国への中継地となる場所としてメキシコが浮かび上がる。メキシコは、日本にとって不平等でない条約を締結した最初のアジア以外の国である。1888年11月30日に米国ワシントンで調印された「日墨修好通商航海条約」は、「相互に治外法権と関税権の拘束を認めず、相互に内地を開放する」ことを約した¹¹⁾。

しかしながら、日墨間の人の往来は当初、極めて限られていた。1897年に榎本ら殖民協会の会員が企画し、後押しするかたちで「殖民団」が編成され、派遣されるものの、日本からの人の移動が本格化するのには、20世紀に入ってからであり、渡航者のピークは1906年、1907年の2年間に限定される。

メキシコへの渡航者も、データによる分析はなされていないものの、中等教育修了以上のものが多いと言われている。そのひとつの要因は、1917年の「醫術自由開業ニ關スル日墨協定」¹²⁾によって医師・薬剤師・歯科医師などが渡航したことにあるとされる¹³⁾。しかしこれは少し時間が経ってからである。

⁷⁾ 文部大臣官房文書課編集『日本帝国文部省第三十四年報 自明治三十九年至明治四十年』1908年、151頁。
<https://dl.ndl.go.jp/pid/809173/1/283>

⁸⁾ 立川健治「明治後半期の渡米熱：アメリカの流行」『史林』第69巻第3号、1986年、71－105頁。なお、渡米ブーム期に「修学」を目的としたものが急増したという指摘もある。辻直人『近代日本海外留学の目的変容——文部省留學生の派遣実態について』東信堂、2010年、117頁。

⁹⁾ 立川「明治後半期の渡米熱」、76頁。

¹⁰⁾ アール・H・キンモンズ『立身出世の社会史——サムライからサラリーマンへ』玉川大学出版部、1995年、157頁。

¹¹⁾ 柳沼孝一郎「日本とメキシコ：日墨関係140年の系譜と展望」『神田外語大学日本研究所紀要』(13)、2021年3月、235-236頁。

¹²⁾ 1917年4月26日付調印「醫術自由開業ニ關スル日墨協定」（日本国臨時代理公使 太田為吉 外務大臣代理外務次官 エルネスト・ガルサ・ペレス Secretario de Relaciones Exteriores, Ernesto Garza Pérez）1917年5月8日付『官報』第1428号「彙報 官廳事項」（公示）

¹³⁾ 当該協定は1928年まで継続した。Misawa, Takehiro, "México: En caso de Chiapas", Banco Interamericano de Desarrollo, *Cuando Oriente llegó a América*, Washington D. C., 2004, pág. 216. また、1927年5月時点においてメキシコでの医業開業を奨励する記事が雑誌『植民』に掲載されている。「メキシコの日本醫師：免許開業の手續、日墨醫師協定法」『植民』第6巻第5号、1927年5月、116－120頁。

1906・07年の渡航者ピークにおいても中等教育の途中で、あるいは修了したものの高等教育の機会を得られなかった10代の男子、とりわけ地方のものたちが、入米を目指し契約労働者として渡墨したのではないかと本稿の見立てである。契約労働者としては渡墨さえ困難になったのちも、メキシコ在住者による「呼び寄せ」で渡航し、折を見て北米へと転住する機会を窺っていたものが少なからずいたことは在墨日本人の記録に見られる¹⁴⁾。

1902年に創刊され、「ノンエリート青少年たち」に立身出世を説いたとされる雑誌『成功』の分析をおこなった三上敦史によれば、『成功』は「積極的に離村・上京を勧めるような記事はない」ものの、「地方青年として生きるか、海外移民が正しい選択だ」と思わせるような記事があり、上京するのではなく、地方で成功せよ、あえて地方を離れるのであれば海外移住せよ、と説いていたと推察している¹⁵⁾。そのとき、メキシコを含めた米国以南のアメリカ地域が視野に入る。

『成功』を出版した成功雑誌社からは、日露戦争後に『探検世界』（1906年5月創刊）や『殖民世界』（1908年5月創刊）という雑誌も発行され、メキシコを含めた「南米」¹⁶⁾と「殖民」とが結びつけられ、若者たちを刺激した¹⁷⁾。

また、北米で教育を受けたものたちのなかには、排日熱を避け、自らが資本蓄積する場所と

してメキシコを選択したものもいた。米国に隣接するメキシコの地が、米国への中継地としてだけでなく、活動地ともなったのである。

そうして入墨したものたちが突入していったのは、帝国主義の最前線であった。当時のメキシコはホセ・デ・ラ・クルス・ポルフィリオ・ディアス（José de la Cruz Porfirio Díaz）大統領の独裁政権期にあたり、ポルフィリオ・ディアスは積極的な外資導入によって産業開発促進を図っていた。特に米国や欧州の資本による鉱山や耕地の開発、運営、あるいはそうした耕地や農地と港とを繋ぐ鉄道敷設が行われた。欧米の帝国主義的進出の場であるメキシコに、そこで働く契約労働者が求められ、日本人の多くはそのため、あるいはそれを口実に渡航した。また、そうした帝国主義、欧米資本に倣いつつ、入墨し資本を投じた。

そうした意味で、国家としての日本も、メキシコにおける帝国主義とも無縁でなかっただけでなく、アジアにおける日本の帝国主義がメキシコでも表出した。日本による併合以前の1905年に、日本の契約労働者周旋会社「大陸殖民合資会社」が朝鮮においておこなった契約労働者募集に応じたものたちがいた¹⁸⁾。彼らは1910年の日本による朝鮮の併合によって日本の帝国臣民に組み入れられ、メキシコでは「日本人」と位置づけられることになる。在墨日本帝国領事館が彼らをどのように遇したのかは不

¹⁴⁾ たとえば、滝沢太郎『親日の新興国メキシコ国情大観：植民七十年史』（メキシコ新報社、1968年）には出版当時の在墨日本人の記録249人分があり、そのなかにもしばしば入米を目指したことが記されている。

¹⁵⁾ 三上敦史「雑誌『成功』の書誌的分析——職業情報を中心に——」『愛知教育大学研究報告 教育科学編』61、2012年3月、115頁。

¹⁶⁾ のちに取り上げる、『成功』（11(2)、1907年3月）に掲載された、有磯逸郎「南米墨西哥国日本活動家事業」に見られるように、当時の「南米」は南北アメリカ大陸・カリブ海地域のうち、米国の南にある地域を「南米」と呼んだと考えられる。なお、「有磯逸郎」は横山源之助のペンネームのひとつである。

¹⁷⁾ 雑誌『殖民世界』に現れる南米イメージや「成功」との関係について「殖民小説」を中心に分析した、和田敦彦による論文がある。和田敦彦「〈立志小説〉の行方—『殖民世界』という読書空間」、金子明雄ほか編『ディスコースの帝国—明治三〇年代の文化研究』新曜社、2000年、303-332頁。

¹⁸⁾ 木村健二「20世紀初頭における朝鮮人のメキシコ移民」『商学研究科紀要』（16）、1983年、201-218頁。

明なものの、1910 年以降、日本帝国領内の朝鮮出身者もまた日本国籍保有者として扱われた。メキシコの地も日本の帝国主義とは無縁ではなかった。

メキシコは欧米の、そして日本の帝国主義が展開される場としてあり、そのなかに日本の若者たちが、個々の意識や考えがどのようなものであれ、突入していったのである。

2 1906・07 年メキシコ渡航者の概況

日本においてメキシコ行きの旅券が下附された最初の事例は、外務省の旅券下附数の記録によれば、1892（明治 25）年の男 34 名、女 5 名となる。翌 1893 年にも男 33 名、女 2 名に下附されている。20 世紀に入り、1901（明治 34）年には 100 名を超え男 152 名に、1904 年には男 201 名となり、1906 年には男 5,224 名女 98 名の計 5,322 名に旅券が下附され¹⁹⁾、メキシコ渡航はピークを迎えることになる。

この時点では、ハワイ（30,393 名）、米国（8,466 名）に次ぐ第 3 の渡航先であった。翌 1907 年にも男 3,897 名女 48 名計 3,947 名がメキシコ渡航のための旅券を下附されており、引き続き第 3 位であった²⁰⁾。しかし翌 1908 年には、男 16 名女 2 名計 18 名に急減する²¹⁾。メキシコへの渡航者の大半は 1906 年と 1907 年に集中していた。

国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構）が、『帝国統計年鑑』、外務省通商局『旅券下附及移民統計』、外務省通商局『海外渡航及在留本邦人当家人』、拓務省拓務局『海外移住統計』、拓務省拓務局『拓務統計』、外務省亜米利

加局『移民渡航者統計』に基づき 1994 年 10 月に編んだ業務資料 No. 891『海外移住統計（昭和 27 年度～平成 5 年度）』（以下、『海外移住統計』とする。）によれば、1892 年から 1941 年までのメキシコへの「移住者数」は 14,667 人である。1906・07 年の旅券下附数はその 63 % 強にあたる²²⁾。

1908 年にメキシコへの渡航者が急減した要因は、1907 年 2 月の米国移民法の改正である。20 世紀初頭、米国本土への直接渡航が米国・日本両政府の政策によって制限されたため、それを回避し、メキシコから米国に移動することを目的とすることが多かったとされる。それが 1907 年 2 月の米国移民法改正以降、難しくなっていく²³⁾。

水谷憲一によれば、修正条項に「日本人」という文言は入っていないものの、「当時問題視されたハワイ、メキシコ、カナダ経由で本土に入国する日本人労働者を抑えることが目的」であり、「特に日米関係史の研究では、移民問題をめぐる最初の日米危機と呼ばれるサンフランシスコ東洋人学童隔離問題解決の帰結点の一

¹⁹⁾ 外務省通商局編纂『旅券下附数及移民統計 自明治元年至大正九年』、1921 年 9 月、2-7、12-15 頁。

²⁰⁾ 外務省通商局編纂『旅券下附数及移民統計 自明治元年至大正九年』、20-23 頁。

²¹⁾ 外務省通商局編纂『旅券下附数及移民統計 自明治元年至大正九年』、28-31 頁。

²²⁾ 『海外移住統計』によれば、植民地および満洲国などの勢力圏を除く外国への「移住者数」が最も多かった年は 1906 年（36,124 人）であり、3 万人を超えるのは 1899 年（31,354 人）と 1906 年の 2 年のみである。1907 年は 25,060 人だった。

²³⁾ United States, and United States Bureau Of Immigration And Naturalization, *Immigration Laws and Regulations of July 1, 1907*, Washington, Govt. print. off, 1910. <https://www.loc.gov/item/10035951/> 2025 年 7 月 24 日閲覧。

つとして、この条項挿入が言及されてきた」という²⁴⁾。

さらに同年3月14日付大統領令589号（セオドア・ルーズベルト大統領）によって、ハワイ、カナダ、メキシコ向けに日本政府が発給した旅券により、日本人および朝鮮人が米国本土に上陸すること、いわゆる「転航」も禁じられることになった²⁵⁾。

移民法の改正、「転航」を禁じた大統領令により、メキシコへの渡航はその魅力を大きく減ずることになった。石川知紀は、「日本からメキシコへの集団としての契約移民は、1907年をもってほぼ終わったと考えられる」と評する²⁶⁾。

日本からメキシコへの渡航のピークとなった1906・07年の渡航者の名簿は、編集者であり、キューバ移民に関する著作『峠の文化史—キューバの日本人』（PMC出版、1989年）も持つ倉部きよたかが、そのウェブサイト『移民史講座』（<https://emig.tokyo/indexpc.html>）の「メキシコ移民名簿」（<https://emig.tokyo/meibo/mexico/mexico.pdf>）において公開している。

如上の旅券下附数の2年間の総数9,269名（1906年5,322名、1907年3,945名）のうち、倉部の「メキシコ移民名簿」（以下、「倉部名簿」とする。）は1906年渡航者4,335名、1907年2,860名の計7,195名分²⁷⁾、つまり約77.62%（1906年約81.45%、1907年約72.50%）の捕捉率である²⁸⁾。

1908年以降のメキシコ渡航者は、在墨日本人を保証人とした、いわゆる「呼び寄せ」による渡航が大半であり²⁹⁾、1907年以前の渡航者の親戚・縁者や同郷人が多かったと推察される。したがって、メキシコ渡航者の本籍地等の一般的な傾向は倉部名簿を用いて分析することである程度、再現できるものと思われる。

倉部名簿には旅券発行時の詳細な本籍地が記載されていないものはいえ、本籍地の府県は必ず記されている。旅券の下附は本籍地でなくとも所在地において出願できたが、本籍地の記載は義務づけられていた³⁰⁾。

倉部名簿の7,195名は32府県で発行された旅券を所持し渡航している。最多は福岡県の1,108人であり、最少は千葉県の1人である。福岡県を含む19県が100人超の渡航者を出し

²⁴⁾ 水谷憲一「1907年移民法における「日本人移民問題」：連邦議会の審議を中心に」『同志社アメリカ研究』（36）、2000年3月、105-106頁。

²⁵⁾ たとえば、以下を参照。<https://history.house.gov/Exhibitions-and-Publications/APA/Historical-Data/Legislation/>（2025年8月21日閲覧）。

²⁶⁾ 石川友紀「メキシコへの沖縄県出身移民の歴史と実態」『南島文化』（38）、2016年3月、32頁。

²⁷⁾ 倉部は「7182人」と記載しているものの、リストは7,195人分ある。なお各年の人数は、木村健二が熊本移民合資会社、東洋移民合資会社、大陸殖民合資会社の送出者数として「第7表 移民会社別メキシコ移民送出数（日本人）」として前掲論文「20世紀初頭における朝鮮人のメキシコ移民」に掲載した人数の各年ごとの総数（1906年4,339人、1907年2,851人）に近似している。木村「20世紀初頭における朝鮮人のメキシコ移民」、208頁。

²⁸⁾ 旅券が下附されたといっても、その全員が実際に渡航したわけではないことを踏まえると、その捕捉率はもう少し多い可能性もある。

²⁹⁾ 国際協力事業団『海外移住統計』によれば、「移民数」が100人を超えるのは、1918年と、1925年から1932年まで8年間で、その最多は1930年の434人である。

³⁰⁾ 1900年6月4日付外務省令第二號「外国旅券規則」（1900年7月1日施行）1900年6月4日付『官報』第5074号。なお、1897（明治30）年までは、旅券の下附は東京、大阪および、長崎、函館、兵庫、新潟、神奈川の開港場に限られていたが、渡航者の増加にともない、1897年10月15日より「各地方庁」（法文上は「地方行政庁」）でこなうようになった。柳下宙子「戦前期の旅券の変遷」『外交史料館報』第12号、1998年10月、38頁。（1897年10月15日付外務省令第五號（同日施行）1897年10月15日付『官報』第4288号）

ている。上位 10 県は「図 1」の表のとおりであり、いずれも 300 人超となっている。

府県	人数(人)	百分比(%)
福岡	1,108	15.40
熊本	691	9.60
和歌山	613	8.52
広島	569	7.91
愛知	518	7.20
岡山	421	5.85
福島	383	5.32
沖縄	325	4.52
三重	317	4.41
静岡	309	4.29
全国比		73.02

図 1: 府県別渡航者数上位 10

倉部名簿に示された本籍地は、明治初期、ハワイへの「官約移民」の場合とは大きく変化している。「官約移民」では、広島県が 38.2 %、山口県が 35.8 %、熊本県が 14.6 %、福岡県が 7.5 %で、この 4 県で 95 %超を占めた³¹⁾。ところが 1906・07 年のメキシコ渡航者の場合、最大の福岡県でも 7,195 名に占める割合は 15.40 %に留まり上位 10 県を合わせても 73.02 %である。渡航者の本籍地には広く分散した傾向が確認できる。

上位 10 県には山口県(17 位 164 人)が含まれておらず、和歌山県が 3 位となっていることも相違としてあげられる。岡部牧夫が作成した 1899 年から 1937 年までの「都道府県別の移民数」(以下、「都道府県別の移民数」とし、カッコを付して記す。)によれば、山口県は移民総数 45,050 人で 5 番目、和歌山県は 30,365 人で 6 番目だが³²⁾、1906・07 年のメキシコ渡航者においては山口県のはるか上位にいる。

さらに、「移民県」としては通常名の挙がることのない愛知県、三重県が上位 10 県に含まれていることは特徴的である。「都道府県別の移民数」では、愛知県は 7,661 人、三重県は 7,555 人で、47 都道府県中それぞれ 20 番目と 21 番目であり、「移民県」とは言い難い。

たほうで「都道府県別の移民数」において上位を占める広島県(96,181 人 第 1 位)、沖縄県(67,650 人 第 2 位)、熊本県(67,323 人 第 3 位)、福岡県(50,752 人 第 4 位)は倉部名簿においても上位 10 県に含まれている。残る福島県、岡山県も「都道府県別の移民数」においてそれぞれ 25,361 人(第 7 位)、20,661 人(第 9 位)と上位 10 県に入っている。静岡県も「都道府県別の移民数」では 9,046 人で第 15 位であり、倉部名簿において上位にあっても不思議ではない。

ある地域からの送出しは、後年の「呼び寄せ」によらずとも、血縁的・地縁的つながりによるもの、chain migration が要因のひとつであることは「官約移民」期においても指摘されてきた点である³³⁾。

倉部名簿においても府県以下の郡市についての分析が可能である。府県以下の本籍地記載について「無記載」もしくは空白となっているものが 928 人分あるものの、残りの 6,267 人については少なくとも郡市までの記載があり、本籍地となる郡や市がわかる。

郡市のうち最も多いのは愛知県海東郡の 240 人である。福岡県築上郡(201 人)、沖縄県国頭郡(199 人)、和歌山県東牟婁郡(175 人)、広島県安芸郡(166 人)と続く(図 2 参照)。いずれも上位 10 県に含まれている県下の郡であり、

³¹⁾ 児玉正昭『日本移民史研究序説』溪水社、1992 年、26 頁、「表一-6 官約移民の府県別・年度別統計」。

³²⁾ 岡部牧夫『海を渡った日本人』山川出版社、2002 年、17 頁。

³³⁾ たとえば、児玉『日本移民史研究序説』、95-96 頁。そのほか「湖東移民村」と呼ばれ、カナダへ多くを送出した滋賀県犬上郡磯田村の事例もある。『立命館大学人文学研究所紀要』(14)「特集 湖東移民村の研究」、1964 年 3 月。

愛知県が上位 10 県に入る理由が見えてくる。

府県	郡名	人数(人)
愛知	海東郡	240
福岡	築上郡	201
沖縄	国頭郡	199
和歌山	東牟婁郡	175
広島	安芸郡	166
福岡	浮羽郡	157
福岡	糸島郡	156
岡山	吉備郡	134
熊本	玉名郡	126
和歌山	日高郡	125

図 2: 郡市別渡航者数上位 10

さらに、町村まで記載されているものも 6,087 人分ある。そのうち最も多いのは、愛知県海東郡佐織村の 60 人であり、同じく海東郡の七宝村がそれに続く 51 人である（図 3 参照）。通常、「移民県」には含まれない愛知県が多くなっているのはこのためである。3 番目に多いのは、福岡県築上郡築城村（47 人）である。4 番目は静岡県安倍郡不二見村 46 人で、次は福岡県浮羽郡船越村の 45 人、広島県安芸郡矢野村の 40 人が続く。ここまでが一村からの渡航者が 40 人を超える。福岡県、広島県、静岡県が上位 10 県に入るのもこのためであろう。

府県	本籍地	人数 (人)
愛知	海東郡佐織村	60
愛知	海東郡七宝村	51
福岡	築上郡築城村	47
静岡	安倍郡不二見村	46
福岡	浮羽郡船越村	45
広島	安芸郡矢野村	40
宮城	志田郡鹿島台村	39
福岡	京都郡仲津村	31
和歌山	東牟婁郡田原村	30
福岡	築上郡椎田町	30

図 3: 町村別渡航者数上位 10

ある村における chain migration が周辺の町村に波及することは容易に想像できる。かつて明治・大正期の滋賀県における人の移動を論じた際、外国への渡航の多い滋賀県犬上郡磯田村の周辺にある南青柳村、北青柳村、日夏村も同様の傾向が見られ、それは郡全体にも波及していた³⁴⁾。同じことがメキシコ渡航者にも見られ、愛知県海東郡においてはそれが顕著に表れたのであろう。

愛知県や三重県のように「移民県」以外の県から渡航するものが多くいたという特徴以外に、「官約移民」との相違もある。「官約移民」の多かった県においても、県内の送出地域に変化が見られるのである。これは「官約移民」と 1906・07 年のメキシコ渡航者の数の違いにより結果が異同している可能性もある。たとえば、広島県では「官約移民」11,122 人に対して倉部名簿 569 人とおよそ 1 / 20 の数字である。また、「官約移民」が多かった地域はその後引き続きハワイに送出し続けたということも考えられる。しかし、その相違があることは確

³⁴⁾ 坂野鉄也「明治・大正期滋賀県における人の移動」『滋賀大学経済学部研究年報』25、2018 年 11 月、95-96 頁。

³⁵⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、25、27 頁。なお、25 頁では小数点以下第一位までの「三〇・八%」との記載だが、本稿の他の数値と統一を図るため、27 頁の「表一-7 広島県官約移民の郡市別・年度別統計」の数値を用いて、小数点以下第二位までの数値を計算した。以下、同様。

かであり、その内実を確認しておくことは重要であろう。

広島県において「官約移民」を最も多く送出したのは、佐伯郡であり「官約移民」送出数全体の 30.84 % (3,430 人) を占めた³⁵⁾。ところが倉部名簿においては最も多いのは安芸郡で、28.12 % (160 人) を占め、佐伯郡は 7.91 % (45 人) に過ぎない。

「官約移民」においても安芸郡は 25.2 % (2,805 人) であり、安芸郡そのものの比率は大きく変わっていないとも言えるものの、メキシコ渡航者で 2 番目に多いのは、豊田郡の 15.47 % (88 人) である。豊田郡からの「官約移民」送出は広島県内の郡市中の 5 番目の人数であり³⁶⁾、4.87 % を占めるに過ぎない。

メキシコ渡航者が 3 番目に多いのは賀茂郡 9.67 % (55 人) であるが、賀茂郡からの「官約移民」送出は 3.43 % (382 人) に過ぎなかった。「官約移民」においては広島市を含め広島湾周辺の佐伯・安佐 (沼田・高宮)・安芸郡からの送出が多かったが、1906・07 年のメキシコ渡航者においては、広島市の東側にある安芸・賀茂・豊田の 3 郡が上位を占める。

さらに「官約移民」期においては佐伯・安芸・安佐 (沼田・高宮) の 3 郡で全体の 77.32 % を占めたものの、メキシコ渡航者においては安芸・豊田・賀茂の 3 郡で全体の 53.25 % を占めるに過ぎず、地域的な集中度は減少し、分散の傾向が見られる。

熊本県においても、「官約移民」送出の最も多かった下益城郡 (21.00 %) は倉部名簿においては 4 番目 (10.56 %、73 人) となり、玉名郡が倉部名簿においては最多 (18.23 %、126 人) となる。「官約移民」において 2 番目に多かつ

た上益城郡 (17.49 %) も倉部名簿においては 5 番目 (10.42 %、72 人) である。

ただし、玉名郡は「官約移民」において 3 番目 (13.40 %) であり、同じく 3 番目であった合志郡 (13.40 %) を含む菊池郡 (合志郡と旧菊池郡を合わせると 16.60 %) が、倉部名簿において 2 番目 (15.34 %、106 人) となっている。玉名・菊池・鹿本の 3 郡で全体の 47.03 % (325 人) を占める。

この 3 郡に下益城郡・上益城郡・飽託郡を加えた 6 郡で 76.27 % となり、「官約移民」も同様にこの 6 郡が送出の中心であり全体の 91.92 % を占めている。概ね県の北側が中心的な送出地域であった点に変化はないとも言える。ただし、重心は「官約移民」よりも北に移っている。

倉部名簿において最多送出県となった福岡県においても「官約移民」と送出郡の違いが見える。「官約移民」においては、1896 年に三井郡になる御井・御原・山本郡が 382 人で全体の 17.52 % 占め一番多かったのに対し、倉部名簿では築上郡 (「官約移民」期には築城・上毛の 2 郡に分かれていた) が最も多く、18.14 % (201 人) であった。福岡県では 1 番目の郡が占める割合に大きな変化はないものの、「官約移民」とは異なる郡が最も多くなっている。また、「官約移民」において多かった旧上妻郡を含む八女郡、あるいは糟屋郡も、倉部名簿ではそれぞれ 7 番目 (6.50 %、72 人)、13 番目 (1.08 %、12 人) となっている。

ただし児玉は、「官約移民」における福岡県から送出の地域的分布について、「福岡県は県内に多くの炭鉱をもっており、農業を主要な産業としている熊本・山口・広島の諸県とは違って、県内の労働力移動も複雑化している」ため、

³⁶⁾ 「官約移民」期に沼田・高宮の 2 郡であった安佐郡はひとつとしてカウントした。

³⁷⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、37 頁。

もともと分散的傾向があることを指摘している³⁷⁾。メキシコへの渡航者において総数 1,108 人のうち 10 %前後となる 100 人を超えるのは 5 郡で、築上郡以外では、築上郡の隣にある京都郡 (9.57 %、106 人)、また築上・京都両郡と同様に大分県境に接する浮羽郡 (14.17 %、157 人)、浮羽郡に隣接するものの有明海側の三井郡 (11.01 %、122 人)、そして、日本海側で佐賀県に接する糸島郡 (14.08 %、156 人) となっている。県の地理的な周辺部が多い。

大分県境にある築上郡からの送出数は郡市レベルで全国でも 2 番目に多い。築上郡について町村まで確認してみると、集中傾向の理由が見えてくるかもしれない。築上郡西部、つまり旧築城郡域にある椎田町 (「椎田村」記載のものを含み 49 人)・築城村 (47 人)・八津田村 (26 人)・葛城村 (24 人)・西角田村 (10 人)・上城井村 (9 人)・下城井村 (6 人) が 171 人で、築上郡全体 201 人中 85.07 %を占める。福岡県全体に対しても 15.43 %となる。築上郡というよりも旧築城郡に多出地域があると考えられる。旧上毛郡は大分県の中津町と、旧築城郡は門司市や小倉市と地理的に近く、結びつきが強いことが、多出要因の可能性がある。

「官約移民」はハワイの総領事ロバート・ウォルカー・アーウィン、外務卿井上馨、三井物産会社社長益田孝が中心的な人物として関わった「官制」の渡航者であったのに対し³⁸⁾、メキシ

コへの送出は民間の渡航者周旋業者、いわゆる移民会社が生み出した選定や契約、渡航者の募集をおこなう民間の事業であった。そのため、「官約移民」の多出県における多出地域の変化、あるいは「移民県」ではない愛知県や隣県の三重県が多くなったのは、渡航を周旋した移民会社の影響があると考えられる³⁹⁾。

木村健二は、20 世紀初頭における朝鮮人のメキシコ渡航を取り上げた論文において 1901 年から 1907 年までのあいだにメキシコに日本人を送出した移民会社として熊本移民合資会社、東洋移民合資会社、大陸殖民合資会社の 3 社を挙げており⁴⁰⁾、これら 3 社がメキシコへの送出の中心的存在であることは確かであろう。

そして、この時期の渡航者募集は、移民会社が事前に外務省に各府県ごとの募集人員を届け出て、それを各府県知事に知らせることが義務づけられていた。各府県への配分は担当官庁との調整を必要としていたものであり、移民会社の意向とともに府県を含めた官庁の意見も反映されたものになっていたと考えられる。

たとえば、東洋移民合資会社が 1907 年に起こった「エスペランサス」鉱山への坑夫 1,200 人の送出では、宮城県 30、福島県 170、新潟県 30、長野県 30、山梨県 60、神奈川県 30、静岡県 120、愛知県 100、三重県 80、岐阜県 40、滋賀県 50、富山県 50、和歌山県 30、岡山県 50、福岡県 200、大分県 25、佐賀県 25、鹿児島県

³⁸⁾ 児玉は山口県、広島県が多くなったことの政治的な要因のひとつとして、この三者の緊密な関係をあげる。児玉『日本移民研究史序説』、41-42 頁。

³⁹⁾ メキシコへの最初の渡航周旋事例となるのは、1901 年の熊本移民合資会社と米国資本の The Mexican Coal & Coke Company との契約によるものであった。その契約の端緒となった人物が和歌山県東牟婁郡串本町の出身であったことに関係するのかが詳細は不明であるものの、その募集地は和歌山県と三重県であり、三重県はメキシコへの契約渡航者送出の初期から募集地となっていた。日墨協会日墨交流史編集委員会編『日墨交流史』PMC 出版、1990 年、290 頁。契約の端緒からの外交文書は以下で確認できる。「20 墨国移民雑纂」『日本外交文書デジタルコレクション 第 34 巻 (明治 34 年 / 1901 年)』 外交史料館 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/34.html> 2025 年 8 月 15 日閲覧。

⁴⁰⁾ 木村「20 世紀初頭における朝鮮人のメキシコ移民」、208 頁。

⁴¹⁾ 「36 墨国移民雑纂 一五二三 二月十九日安楽警視總監ヨリ石井通商局長宛 墨国「エスペランサス」炭礦行東

50、沖縄県 30 の計 19 県に配分することが予定されていた⁴¹⁾。福岡県の多さとともに、愛知県・三重県が多くなる要因はここにある。

しかし、上記の 3 社以外の移民会社の存在の影響も考えられる。3 社以外にもこの時期にメキシコへ業務代理人を置いていたのである。日本殖民株式会社（1906 年 8 月 25 日付『官報』第 6498 号⁴²⁾）、合資会社三丸商会（1906 年 9 月 18 日付『官報』第 6968 号）、海外渡航株式会社・防長移民合名会社（1906 年 10 月 12 日付『官報』第 6988 号）、移民取扱人金尾雅敏（1906 年 12 月 7 日付『官報』第 7033 号）もメキシコに業務代理人を置く許可を外務省より得ており、おそらく 1907 年には渡航者の周旋をおこなっていた可能性がある。このうち、日本殖民株式会社は横浜に本店はあるものの、愛知県の移民会社という性格を持つものであった⁴³⁾。

日本殖民株式会社は、1903 年 1 月 13 日付で移民取扱営業許可を得、1903 年 2 月 9 日付で横浜区裁判所で会社登記された、横浜に本店を置いた移民会社である。取締役には瀧信四郎、平沼延次郎、柳瀬義明が名を連ねる。瀧、平沼、柳瀬と姓は異なるものの、それは養子となっ

ていたためであり、三人はいずれも瀧兵右衛門（第四代）の息子である。日本殖民株式会社は瀧三兄弟の会社であった。

三兄弟の父は、江戸時代から続く呉服屋「絹屋」を幕末に受け継ぎ、明治に入って愛知県丹羽郡古知野村から名古屋市に移転、商号変更した「瀧兵右衛門商店」（現タキヒヨー株式会社）の社長であった。彼は、この衣類販売事業のほかに、織物会社や銀行の経営も担った名古屋の名望家である。その後を襲ったのは四男の信四郎であったが、その事業承継に先立って三兄弟で運営したのが日本殖民株式会社という移民会社である。愛知県を拠点とすると考えて不思議はない⁴⁴⁾。じっさい営業開始と同時に、東京市京橋区とともに名古屋市に移民取扱出張所を設置していた。

信四郎は父の事業を受け継ぐために、1905 年 12 月 4 日付で兄（三男）の柳瀬義明とともに取締役を退任しており、メキシコへの送人には直接、関わっていない可能性もある。ただし、両者の代わりに就任したふたりの取締役のひとり小林直太郎であり⁴⁵⁾、小林はメキシコとの縁が深い人物である。小林は、1897 年に榎本武

洋移民合資会社扱契約移民募集ニ関シ照会ノ件』『日本外交文書デジタルコレクション 第 40 巻第 2 冊（明治 40 年／1907 年）』 外交史料館 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/40-2.html> 2025 年 8 月 15 日閲覧。

42) 『官報』については「国立国会図書館デジタルコレクション」（以下、NDLDC と略す。）<https://dl.ndl.go.jp/> において閲覧が可能である。

43) 坂野鉄也『『官報』から読み解く明治期移民会社の諸相』滋賀大学経済学部 Working Paper Series No. 315, 2025 年 4 月、42-43 頁。

44) 池山弘が取り上げた愛知県海東郡藤浪村（後の佐織村の一部）の 1903 年以後の海外旅券下附願の綴りから作成した表において登場するハワイ・米国向け渡航者で移民会社による周旋を受けたもの 13 名はいずれも日本殖民株式会社によるものであった。石田泰弘・池山弘「戦前期における移民と海外渡航を利用した徴兵猶予の実態—愛知県旧海部郡佐織町域（現愛西市）を事例として—」『愛知県史研究』（8）、2011 年、56 頁、「表 8『明治三十六年以後 海外旅券下附願 藤浪村役場』の兵役義務者摘要」。

45) 坂野『『官報』から読み解く明治期移民会社の諸相』、42-43 頁。

46) 1892 年 7 月に東京の高等商業学校を卒業した小林は（『高等商業学校一覧』、1892 年 9 月。一橋大学リポジトリ <https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/sc/47488/ichiran18920010.pdf> 2025 年 7 月 28 日閲覧。）、同年に日本吉佐移民会社（のちに 1893 年に商法に則って「日本吉佐移民合名会社」（坂野『『官報』から読み解く明治期移民会社の諸相』、4-5 頁。）が濠洲クイーンズランドにはじめて送出した契約労働者たちの副監督として働いた後（児玉『日本移民史研究序説』、309 頁。）、帰国し、再び同社の業務代理人として渡濠、1896 年末に帰国した。帰国後は、ブラジルへの労働者送出事業のために設立された東洋移民合資会社で同事業に携わるものの、同

揚が中心となってメキシコに送り込んだ殖民団に、1898年に合流した二代目の監督である⁴⁶⁾。

県単位ではなく、各県内の渡航者分布を考える際には、移民会社の出張所の設置場所について検討する必要がある。1903年に日本殖民株式会社が名古屋に移民取扱出張所を設置した後、1906年3月には東洋移民合資会社も名古屋に出張所を設置している⁴⁷⁾。さらに、1906年10月13日付で愛知県中島郡一ノ宮町および三重県河芸郡神戸町に⁴⁸⁾、また、1907年3月19日付では三重県員弁郡大泉原村、愛知県海東郡津島町、愛知県丹羽郡丹陽村、愛知県中島郡祖父江町の4カ所に出張所を設置する旨、届け出ている⁴⁹⁾。東洋移民合資会社がメキシコの業務代理を外務省に許可された1904年6月以降⁵⁰⁾、

1907年12月までに34の移民取扱出張所を設置しているが、そのうち8つが愛知県と三重県である⁵¹⁾。

1901年8月にメキシコにおける業務代理人を、移民会社として初めて許可された熊本移民合資会社は⁵²⁾、そもそも移民取扱出張所が少ない移民会社である。愛知・三重両県への設置は、1906年11月に三重県津市に設置する⁵³⁾。この出張所は翌12月には廃止されるものの、改めて三重県河芸郡上野村に設置され⁵⁴⁾、翌1907年には7月に愛知県海東郡津島町に設置される⁵⁵⁾。1901年8月から1907年12月のあいだに⁵⁶⁾、上記3カ所に加え、和歌山県東牟婁郡新宮町(1901年9月2日付届出⁵⁷⁾)、福井県三方郡耳村(1906年7月11日届出⁵⁸⁾)、岡山県吉備

事業が頓挫したところにメキシコへの渡航話が舞い込んだ(有磯「南米墨西哥国日本活動家事業」、31頁。)。1898年1月にメキシコ・チアパス州エスキントラの榎本殖民地向けて第二代目の監督として出発した。しかし、初代監督の帰国報告を受けて、意欲を喪失した榎本はその土地を滋賀県選出の代議士藤野辰治郎(初代)に無償譲渡し、殖民団は瓦解する。その土地の一部は小林の所有となった(『日墨交流史』、159頁、219頁)。その後の小林の足どりは不明なものの、『官報』にその名が登場するのは、1900年10月2日付『官報』(第5177号)において9月25日付で日本吉佐移民合名会社の業務代理人の解任記事である。1903年には東洋移民合資会社の企画したメキシコ契約鉱山労働者送出の際、メキシコに派遣され(中込茂作「墨國來信」『講農會會報』(65)、1905年1月、51-52頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1505966/1/29> 2025年7月29日閲覧)、その後も1905年から日本殖民株式会社に關わるまで東洋移民合資会社の国内代理人を務めたりしていたようである。1906年9月28日付で日本殖民株式会社の後継、日本殖民合資会社のメキシコにおける業務代理人となることが外務省により許可されている(1906年10月2日付『官報』第6979号)。

47) 1906年4月13日付『官報』第6833号。東洋移民合資会社は1899年にはすでに愛知県を担当地域とする業務代理人を置いていた。1899年5月23日付『官報』第4765号。

48) 1906年10月20日付『官報』第6994号。

49) 1907年3月26日付『官報』第7118号。

50) 1904年6月30日付『官報』第6299号。木村の「移民会社別メキシコ移民送出数(日本人)」の表においても最初に送出したのは1904年となっている。木村「20世紀初頭における朝鮮人のメキシコ移民」、208頁。

51) なお東洋移民合資会社は、倉部名簿にある渡航者本籍地のうち4番目に多かった静岡県安倍郡不二見村にも移民取扱出張所を置いていた。1906年10月18日付『官報』第6992号。福岡県築上郡・浮羽郡への出張所設置はかなり遅く1907年12月であった。1908年1月8日付『官報』第7356号。

52) 1901年8月13日付『官報』第5434号。

53) 1906年11月26日付『官報』第7023号。

54) 1906年12月8日付『官報』第7034号。

55) 1907年7月27日付『官報』第7223号。

56) このあいだに、本店が熊本市から東京市に移転している。1903年10月24日付『官報』第6095号。

57) 1902年9月13日付『官報』第5641号。

58) 1906年7月17日付『官報』第6914号。

59) 1906年7月24日付『官報』第6920号。

60) 1907年8月17日付『官報』第7241号。

61) 1906年12月10日付『官報』第7035号。

郡足守町（1906年7月16日届出⁵⁹⁾、1907年8月7日廃止届出⁶⁰⁾）、静岡県静岡市（1906年12月5日届出⁶¹⁾）、滋賀県犬上郡彦根町（1907年9月16日届出⁶²⁾）の5カ所に設置したのみである。8カ所中の3カ所が愛知・三重の両県であった。ただし、残り5カ所も和歌山県、岡山県、静岡県など倉部名簿の上位10県への設置であった。

メキシコへの渡航者送出において中心となった移民会社3社のうち、残る大陸殖民合資会社は、1903年8月23日付届出によって中央移民会社（東京市）から社名を変更し誕生した移民会社で⁶³⁾、同年12月19日付で仙台区裁判所において登記され、本店は当初、宮城県仙台市に置かれた⁶⁴⁾。同年中に、中外殖民合資会社・東北移民合資会社という仙台市の移民会社2社、厚生移民株式会社（和歌山県西牟婁郡田辺町）、移民取扱人高田平兵衛（横浜移民商会）（以上、1903年9月16日許可⁶⁵⁾）、太平洋殖民会社（東京市）（1903年10月1日許可⁶⁶⁾）、

土佐移民株式会社（土佐郡下知村）（1903年12月4日許可⁶⁷⁾）から営業権を譲受しており、宮城、東京、神奈川、和歌山、高知という各地の移民会社の連合体とも言える。

会社設立の1903年から1907年のあいだに新たに設置された国内出張所は11カ所であり、そのなかで愛知・三重の両県には名古屋市に1カ所設置されたのみである⁶⁸⁾。吸収した移民会社のあった和歌山や東北圏に渡航者募集のターゲットを絞っていた可能性がある。

倉部名簿において最多の渡航者を送出した福岡県には、県内を拠点とする移民会社は実質的に存在しなかった⁶⁹⁾。その代わり、多くの移民会社が出張所を設置してはいる。『官報』で確認できる最も早い事例は熊本移民合資会社が八女郡福島町への設置を1898年9月2日に外務省に届け出ているものである⁷⁰⁾。また、翌1899年には7月5日付で「福岡縣平民今村藤吉」を福岡県担当の移民業務代理人として許可を得ている⁷¹⁾。その後、1906年までに「移民取扱人森

⁶²⁾ 1907年9月26日『官報』第7274号。

⁶³⁾ 1903年9月9日付『官報』第6058号。

⁶⁴⁾ 1903年12月25日付『官報』第6143号附録。同年12月21日付で本店を仙台市から東京市に移転している。1903年12月28日付『官報』第6148号附録。

⁶⁵⁾ 1903年9月21日付『官報』第6068号

⁶⁶⁾ 1903年10月16日付『官報』第6089号。

⁶⁷⁾ 1903年12月8日付『官報』第6131号。

⁶⁸⁾ 1906年9月14日付『官報』第6965号。ただし、木村が「1904年以降はメキシコ移民が同社〔大陸殖民合資会社：筆者注（以下、本文・注を問わず、引用文中の〔 〕内は引用者による注記である。）〕の命運をかけたものであったに相違ない」と記すように（木村「20世紀初頭における朝鮮人のメキシコ移民」、208頁。）、大陸殖民合資会社がメキシコへの渡航者送出にかなり注力していたことは、3社以外も含めて移民会社のなかで唯一、メキシコ市にも出張所（1905年2月9日届出）を設置していることから明らかであろう。1905年3月4日付『官報』第6500号。

⁶⁹⁾ 「移民取扱人村田為吉」（福岡県門司市）が1900年4月24日付で移民取扱営業許可を得たものの（1900年4月27日付『官報』第5043号）、1896年移民保護法は第六條において許可後6ヶ月以内に営業を開始しない場合は許可の効力が失われるとしており、その「6ヶ月ルール」により許可失効となっている。Moriyama, Alan Takeo, *Imingaisha: Japanese Emigration Companies and Hawaii, 1894-1910*, Honolulu: University of Hawaii Press, 1985, Appendix 9 "Emigration Companies that Failed to Meet the Six-Month Deadline, 1894-1902", 196. また「6ヶ月ルール」については以下も参照。坂野「『官報』から読み解く明治期移民会社の諸相」、13-14頁。

⁷⁰⁾ 1898年9月14日付『官報』第4564号。

⁷¹⁾ 1899年7月8日付『官報』第4805号。

⁷²⁾ ただし、森岡は1900年4月26日付で福岡県久留米市の出張所廃止、福岡市の出張所設置を届け出ているので、久留米市出張所は、熊本移民合資会社の八女郡福島町出張所設置よりも早い可能性もある。1900年5月25日付『官報』第5066号。

岡真」が福岡市に⁷²⁾、神戸渡航合資会社が門司市に⁷³⁾、「移民取扱人大野傳栄」が福岡市に⁷⁴⁾、中央移民会社（大陸殖民合資会社の前身）が企救郡東紫村に設置するなど⁷⁵⁾、さまざまな移民会社が出張所を設置している。

そのなかには、熊本移民合資会社や中央移民会社（大陸殖民合資会社の前身）だけでなく、大陸殖民合資会社（遠賀郡洞南村）もあるものの⁷⁶⁾、倉部名簿において渡航者の多い築上郡、浮羽郡、糸島郡ではメキシコへの渡航者を周旋したと考えられる移民会社の出張所設置はそれほど多くない。

郡市レベルで2番目の渡航者を出した福岡県築上郡内への移民会社出張所の設置は、1905年11月8日付で外務省に届け出られた、山口県の防長移民合名会社による西角田村への設置が最初となる⁷⁷⁾。その後、広島に関西移民合名会社、皇国殖民合資会社の権利・義務を承継し第二回以降のブラジルへの送出を手がけた高知の移民取扱人竹村與右衛門⁷⁸⁾が出張所を設置しているものの、メキシコへの渡航者送出の中心となった移民会社3社のなかでは東洋移民合資会社が1907年12月20日付で西角田村と椎田町に設置したのが最初となる⁷⁹⁾。

浮羽郡では、1904年8月5日届出の海外渡航株式会社による田主丸町および吉井町の設置が最初であり⁸⁰⁾、次は東洋移民合資会社が如

上の築上郡西角田村・椎田町への設置と同時、1907年12月20日付で届け出た田主丸町の出張所となる。この際には、糸島郡前原町への設置も届け出ており、東洋移民合資会社はこのときに福岡市・浮羽郡・糸島郡・築上郡（2カ所）と一気に県内5カ所に設置している。

東洋移民合資会社は、1908年5月12日付で宮城県刈田郡白石町、静岡県田方郡三島町、愛知県海東郡津島町、三重県桑名郡桑名町、三重県河芸郡神戸町、三重県員弁郡大泉原町、岡山県岡山市、佐賀県佐賀市、福岡県糸島郡前原町、福岡県築上郡西角田村、福岡県築上郡椎田町、長崎県長崎市の12出張所の廃止を届け出ており⁸¹⁾、これらの出張所がメキシコへの契約渡航者周旋を主たる目的とした出張所であった可能性もある。福岡県の築上・糸島の両郡については如上のとおり倉部名簿ではいずれの郡も100人超の渡航者がおり、宮城県刈田郡51人（うち白石町13人）、静岡県田方郡94人、三重県桑名郡83人、三重県河芸郡82人となっている。

沖縄における外国渡航労働者の送出は、1899年の27人の送出を嚆矢とし、20世紀に入ると急増することになる。いずれも移民会社の周旋による渡航であり、1903年に鹿児島県出身で沖縄において沖縄開運株式会社の取締役であった肥後孫左衛門が2月6日付で東洋移民合資会社の移民業務代理人となったのが最初の移民会

⁷³⁾ 1902年6月12日付『官報』第5680号。

⁷⁴⁾ 1902年7月2日付『官報』第5697号。

⁷⁵⁾ 1902年9月20日付『官報』第5766号。

⁷⁶⁾ 1903年10月27日付『官報』第6097号。

⁷⁷⁾ 1905年11月20日付『官報』第6718号。なお、同所には「福井県築上郡西角田村」とあるが、「福岡県築上郡西角田村」の誤りである。

⁷⁸⁾ 入江寅次『邦人海外発展史 下巻』移民問題研究会、1938年、531頁。

⁷⁹⁾ 1908年1月7日付『官報』第7356号。ただし、官報には「福岡県築上郡植田町」と誤記されている。この両出張所は早くも1908年5月12日付で廃止が届けられている。1908年5月19日付『官報』第7466号。なお今号においては「椎田町」と正しく記載されている。

⁸⁰⁾ 1904年9月21日付『官報』第6370号。

⁸¹⁾ 1908年5月19日付『官報』第7466号。

⁸²⁾ 1903年2月12日付『官報』第5880号。

社進出となる⁸²⁾。

沖縄県出身者では、「移民の父」ともされる当山久三が最初の移民業務代理人であり、帝国殖民合資会社が1904年2月10日付で外務省からその許可を得ている⁸³⁾。またその翌月には、当山はメキシコへ渡航周旋をおこなった大陸殖民合資会社の移民業務代理人ともなっている⁸⁴⁾。その後も県内外出身者の移民業務代理人が置かれ、出張所が設置されるようになり、「移民県」沖縄の誕生につながる⁸⁵⁾。

日本殖民株式会社や大陸殖民合資会社の参入、さらには、20世紀初頭における移民会社の沖縄への浸潤、あるいは、20世紀転換期における全国での募集地の拡大⁸⁶⁾を背景として、渡航者募集のエリアが広がっただけでなく、年齢層の拡大も起こっていた可能性がある。

倉部名簿においては、生年も年齢も記されていないために渡航時の年齢が判別できないものが24件あるものの⁸⁷⁾、そのほかの渡航者についてはすべて年齢が判別できる。

10歳未満の事例は8件あり、そのなかには、名前の後に「(子)」と記されているものが2件ある。それ以外の6件にはそうした記載はないものの、3件については本籍地を同じくする年長者2名がおり、親に連れられたものと考えられる。残りのうち2件は本籍地が村までしか記

されていないため定かではないものの、同村に同姓の年長者がおり、これも年長者に同行したものと考えられる。ただし、1件については詳細な本籍地が記されているが、それを同じくする年長者がいない。とはいえ、「3歳」となっており、単独行の可能性はない。

そのためここでは、10歳以上を自身の意志で渡航した労働者とみなすこととする。渡航時年齢が10歳の事例は5件あり、そのうち4件はいずれも1906年10月25日に神戸港を出港した船に乗っており、鉄道工夫としての渡航である⁸⁸⁾。残る1件は、1907年4月26日に神戸港を出港した船の乗船者で「農夫」として渡航している。本籍地が村までの記載しかなく明確ではないものの、本籍地の村を同じくする同姓の年長者がいるため、親に同行した子の可能性もある。

自ら就労した可能性の高い、10歳以上の渡航者を年齢別にヒストグラムにしたのが図6（附録）である。平均年齢は24.46歳、中央値は23歳、最頻値は19歳となっており、10歳代後半から20歳代前半が山となっている。

若年層が中心であることは、従来の契約労働者と変わらない傾向であるものの、46歳以上の人々も契約労働者として渡航したのは新しい傾向である。のちに日本殖民株式会社取締役に

⁸³⁾ 1904年2月13日付『官報』第6182号。

⁸⁴⁾ 1904年3月31日付『官報』第6221号。

⁸⁵⁾ 沖縄における移民会社の活動については、花木宏直の一連の研究がある。花木宏直「明治中～後期の沖縄県における移民会社業務代理人の経歴と属性」『沖縄地理』(13)、2013年6月、1-16頁。花木「東洋移民業務代理人・肥後孫左衛門の経歴と明治中～後期の沖縄県における海外移民の幹旋」『琉球大学教育学部紀要』(84)、2014年2月、69-81頁。花木「近代沖縄における海外移民送出と熊本県鏡町出身者との関係」『沖縄地理』(18)、2018年、35-46頁。花木「近代沖縄における移民・出稼ぎ送出の仕組みの特性——移民会社業務代理人・幹旋業者・募集人に注目して」『沖縄地理』(21)、2021年、17-32頁。

⁸⁶⁾ 会社設立地や「官約移民」送出県以外への拡大が必要であった。詳しくは、以下を参照。坂野「『官報』から読み解く明治期移民会社の諸相」3.2 「内地」出張所と「内地」業務代理人との変化、23-32頁。

⁸⁷⁾ そのなかの1例は年齢欄に「3?」と記載されているものがある。これは十の位が30で一の位がわからないことを意味するか、3歳かどうか不明を意味するのかわからない。倉部渡航者名簿には10歳未満のものも記載されているため、後者の可能性も否定できない。

⁸⁸⁾ 2件は1906年中に11歳となるもの、残り2件は1906年中は10歳のままである

就任することになる小林直太郎が濠洲クイーンズランドから日本吉佐移民合名会社の広島県の移民業務代理人に宛てた書簡において「四十近キモノハ募集スベカラズ即チ三十以下ノ者ニ限ルベシ」とし、「廿五歳即チ若年者ヨリ順次採用スベシ」と記し、第二回のクイーンズランド契約労働者の「応募者心得」においても「年齢二十五ヨリ三十五迄」と記されているように⁸⁹⁾、概ね 25 歳を中心に募集されるものであった。

同じく、日本吉佐移民合名会社のグアダループ島への送出事業においても、応募年齢は 22 歳以上 33 歳以下とされていた（契約期間は 5 年と、クイーンズランドの場合よりも 2 年長い⁹⁰⁾）。

20 世紀に入ってから、雑誌『成功』に掲載された、進藤道太郎「南米護謨實林は日本移民を待つ」という記事にある、明治植民合資会社の募集するペルーにおける護謨採取においても「年齢廿四歳以上四十五歳以下」となっている⁹¹⁾。また、皇国殖民合資会社とサンパウロ州とのあいだに結ばれた移民契約書に記載された農業者以外の石工・大工・鍛冶の年齢は 12 歳

から 45 歳までとしている⁹²⁾。一般的な生産年齢は 45 歳までと考えられており、契約労働者としては 25 歳が望ましいと考えられていたなかで、45 歳超のものが含まれていたのである。

倉部名簿においては渡航時年齢が 46 歳以上は 26 名おり、最年長は 50 歳であった。50 歳と 49 歳が 2 名ずつ、48 歳 4 名、47 歳 6 名、46 歳が 12 名であった。50 歳のものはいずれも愛知県海東郡蟹江町を本籍地としたが、地域的な偏りはなく、愛知と福岡がそれぞれ 5 名ずつ、熊本 4 名、広島と高知、和歌山はそれぞれ 2 名ずつ、福島・岐阜・三重・新潟・静岡・富山がそれぞれ 1 名ずつであった。またメキシコでの職種も「鉱夫」13 名、「農夫」7 名、鉄道工 5 名、不明 1 名であり、偏りは見られない。

倉部名簿に見られるメキシコ渡航者は、本籍地がいわゆる「移民県」以外にも分散し、「移民県」においても多出地域に変化が見られるという地理的な特徴と、46 歳以上の者が含まれるという年齢的な特徴を有しており、これ以前、とくに「官約移民」とは様相を異にしているように見える。

3 メキシコに辿り着く地方「少年」・元「少年」たち

中等教育機関の卒業者・中退者の進路としての外国渡航を主たるテーマとする本稿におい

ては、「少年」の定義を自らの意思で労働者として渡航したと考えられる 10 歳代の男性とす

⁸⁹⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、309-310、313 頁。

⁹⁰⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、353 頁。

⁹¹⁾ 進藤道太郎「南米護謨實林は日本移民を待つ」『成功』15(2)、1908 年 12 月、36 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/11207541/1/29> 2025 年 9 月 6 日閲覧。

⁹²⁾ 横山源之助『南米渡航案内』成功雑誌社、1908 年、159 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/800976> 2025 年 9 月 6 日閲覧。

⁹³⁾ 倉部名簿において年齢無記載のもの 24 件については現時点において年齢を把握する術がなく、ここでは除外する。

⁹⁴⁾ 1899 年 2 月 6 日付勅令第 28 号「中学校令」第十條（1899 年 4 月 1 日施行）1899 年 2 月 7 日付『官報』第 4678 号。

⁹⁵⁾ 1899 年 2 月 25 日付文部省令第 8 号「工業学校規程」第四條および第九條（1899 年 4 月 1 日施行）、同日付文部省令第 9 号「農業学校規程」第五條および第十四條（1899 年 4 月 1 日施行）、同日付文部省令第 10 号「商業学校規程」第五條および第十四條（1899 年 4 月 1 日施行）1899 年 2 月 25 日付『官報』第 4693 号。

る⁹³⁾。1906・07年における中学校入学年齢は満12歳⁹⁴⁾、実業学校（甲種）の入学年齢は14歳（予科は12歳）であるものの⁹⁵⁾、当時の義務教育は4年であり、6歳で尋常小学校に入学したものの標準的な卒業年齢が満10歳であること、乙種の農業学校や商業学校の入学年齢は満10歳以上であること⁹⁶⁾、倉部名簿では親や親族の同道なく渡航したものの最年少は満10歳であること、以上の3点を踏まえ満10歳以降とした。

ただし、出航時において19歳であっても、生年月日もしくは生年月が分かり、その年のうちに20歳となるもの37名は除外した。当時適用された徴兵令によれば、満20歳が徴兵検査の対象となるが、毎年春におこなわれる徴兵検査ではその年のあいだに20歳となる満19歳の男子も含まれていた。そこで、渡航時年齢が満19歳であってもその年のうちに満20歳となるものは渡航時に徴兵検査を終了していると考えられる。ただし、年齢のみ19歳と記載され、誕生月や誕生月日が不明なもの337名は19歳と見なさざるを得ない。

徴兵検査の終了の有無は若者の外国渡航を考える上で重要なポイントである。それは、徴兵の忌避あるいは回避のために外国渡航をしたものがいたためである。とくに、1899年に徴兵

令が遅れて施行された沖縄では、それが顕著であったとされる⁹⁷⁾。

1906年時点で有効な徴兵令は、久芳宇三郎・小泉猛英編纂『現行兵事法令集：臺本：明治三十九年三月訂正』で確認できる⁹⁸⁾。第二十三條第二項において「外國ニ在ル者〔朝鮮國ニ在ル者ヲ除ク〕ハ本人ノ願ニ由リ徴集ヲ猶豫ス満三十二歳迄ニ歸朝スル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集シ三十二歳ヲ過クル者ハ國民兵役ニ服セシム」〔 〕内は原文における行を分けた挿入であり、／は改行を表す。）とあり、朝鮮以外の外国に在留するものは満32歳まで徴集が猶予され、それを超えると常備兵役・後備兵役あるいは補充兵役を終えたものと同様の「國民兵役」となった。

本稿のエピグラフに引いた文章を書いた松本三四郎は1910年、満17歳で渡墨している⁹⁹⁾。満27歳で一時帰国した際、2ヶ月以内に帰墨しなければ徴集猶予が切れてしまうと慌ててメキシコに戻っている¹⁰⁰⁾。外国に在ったことにより徴集猶予となっていたもので、満32歳未満のものが帰国すると、徴兵検査後の抽籤により兵役を逃れる可能性はなく、常備兵役もしくは補充兵役にかならず服さなければならなかったためである。

ただし、松本の場合、徴兵を忌避して渡墨した

⁹⁶⁾ 1899年2月25日付文部省令第9号「農業学校規程」第九條（1899年4月1日施行）、同日付文部省令第10号「商業学校規程」第九條（1899年4月1日施行）1899年2月25日付『官報』第4693号。

⁹⁷⁾ 石川友紀「沖縄県における出移民の歴史及び出移民要因論」『移民研究』（1）、2005年3月、25頁。また李鎮榮は、海外渡航による徴兵の忌避あるいは回避が「極めて沖縄的な特徴」（園点原著者による）のひとつであるとする。李鎮榮「沖縄の移民論再考—近代の主体性論と徴兵忌避」『環太平洋地域文化研究』（2）、2021年3月、29-43頁。李は、「ヤマトの教育装置の恵みを誰よりも早く享受でき」た教育関係者により兵役推奨がおこなわれたことを指摘する一方、花木は沖縄における「移民の先覚者」である当山久三ら教員経験者が移民会社業務代理人になっていたことを示す。花木「近代沖縄における移民・出稼ぎ送出の仕組みの特性」、20、22頁。この関係については今後、検討されるべき課題のひとつであろう。

⁹⁸⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/3463788> 2025年07月13日閲覧。

⁹⁹⁾ 松本三四郎『メヒコで百年』（私家版）、1977年、38頁。

¹⁰⁰⁾ 松本『メヒコで百年』、89頁。

¹⁰¹⁾ 今日のメキシコで一番有名な日本人のひとりとも言われている松本辰五郎については、メキシコにおける日系人研究の第一人者である María Elena Ota Mishima による以下の著作にも取り上げられている。Ota

のではなく、先にメキシコに渡って帰らなかった父松本辰五郎を探しての渡航であり¹⁰¹⁾、当人は徴兵について認識していなかったようである。とはいえ、徴集猶予には毎年の手続きが必要だったとされており、松本がそれを果たしていなかったと見え、外国在住者の徴集猶予は実質的に出国によって成立した可能性が垣間見える。

外国渡航による徴集猶予について、倉部名簿において町村単位で最多の渡航者を送出した愛知県海東郡佐織村を事例に研究した池山弘によれば、村による外国渡航審査において「徴兵忌避を防遏するための審査は、ほとんど行われてい」なかった。そもそも徴兵検査の未済や「国民兵」「予備役」などの兵役の種類を記載する「兵役ノ関係」事項に記載がない場合でも審査

に影響がなかった。それゆえに、外国渡航による「合法的徴兵忌避の蓋然性を推測させる」と結論づけている¹⁰²⁾。

沖縄県宮古島出身で1906年12月10日に横浜から出航した19歳の人物は、1970年頃におこなわれた在墨日本人村井謙一によるインタビューに「私の渡航理由ですって？率直に申して兵役をのがれるためだったのです。」と答えている¹⁰³⁾。彼はまず、宮古島から沖縄本島に出て、大陸殖民合資会社の移民業務代理人徳田弥太郎¹⁰⁴⁾の事務所で沖縄から神戸や横浜までの渡航者引率業務をおこなった。そして、自らも洋上の人となり、徴兵検査を受けることなく渡墨することとなる¹⁰⁵⁾。

倉部名簿において「少年」を抽出する上で、もうひとつ気をつけなければならないことがあ

Mishima, María Elena, *Siete migraciones japonesas en México 1890-1978*, México: El Colegio de México, 1982. このほかメキシコの歴史家 Sergio Hernández Galindo による紹介記事“Tatsugoro Matsumoto y la magia de las jacarandas en México”が英語・日本語・スペイン語・ポルトガル語で作成されている Web Page『ディスカバー・ニッケイ：ストーリーがつむぐ、私たちのグローバルコミュニティ』に掲載されている。<https://discovernikkei.org/es/journal/2016/5/6/tatsugoro-matsumoto/> 2025年7月31日閲覧。また、Hernández Galindo は松本家に関する論文も公開している。Hernández Galindo, Sergio, “Vender paisajes: los negocios de la familia Matsumoto, Meyer Cosío, Rosa María y Delia Salazar Anaya, eds., *Historias de comerciantes*, México: INAH, 2018, págs. 293-317.

¹⁰²⁾ 石田泰弘・池山弘「戦前期における移民と海外渡航を利用した徴兵猶予の実態」、48-67頁。池山が閲覧した資料は1899年を最初の年とするものの、連続したものではない。1906年のものもあるものの、残念ながらメキシコを渡航先とするものは、1917年の3例のみであり、ハワイ、米国や米領フィリピン群島など米国関係が大半である。

¹⁰³⁾ 村井謙一『パイオニア列伝』私家版、1972年、2頁。以下、彼についての情報は当該記載による。ただし、記載上は出身地が沖縄本島に近接した中頭郡の「宮城島」となっているものの、倉部名簿には本籍地は「宮古郡下地間切」とあるため、「宮古島」の誤記であろう。当該人物が宮古島の出身であるならば、宮古島を含む先島諸島への徴兵令の施行は沖縄本島に遅れること2年、1901年のことである。なお、『パイオニア列伝』はもともと、メキシコ市の週刊日墨社が発行した『週刊日墨』に1970年4月から1971年5月まで連載された記事であり、連載時は42人分が掲載された。古館豊「明治期におけるメキシコ海外移住の動向—メキシコ契約移民の場合—」『史叢』(24)、1979年12月、33頁。その後のインタビューを含め127人分の記事を収録したのが私家版の『パイオニア列伝』で、国立国会図書館デジタルコレクションの「日系移民関係資料」に収められている（奥付がなく正確な刊行年は不明だが、1970年代に刊行されたものと国立国会図書館では判断されている）。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/12853566/1/139> 2025年8月8日閲覧。

¹⁰⁴⁾ 徳田弥太郎は、大陸殖民合資会社（1906年8月27日許可・1906年8月30日付『官報』第6952号）以外にも、神戸渡航合資会社（1906年5月2日許可・1906年5月5日付『官報』第6852号）、帝国殖民合資会社（1906年8月27日許可・1906年8月30日付『官報』第6952号）、移民取扱人森島寿雄（1907年1月24日許可・1907年2月4日付『官報』第7077号）、皇国殖民合資会社（1907年6月24日許可・1907年6月27日『官報』第7197号）の移民業務代理人を務めた人物である。

¹⁰⁵⁾ 引率した渡航者の渡航先がハワイであったにもかかわらず、彼自身が渡航したのはメキシコであったことを考えると、渡航先に拘りはなく、外国への在留による徴集猶予を目指した渡航であった蓋然性は高いように見える。

る。倉部名簿には性別が記載されておらず、前から推測可能な場合もあるとはいえ、男性と女性との区別は厳密にはできない。外務省の旅券下附数のデータにおいては、1906 年におけるメキシコ渡航のための旅券下附数に占める女性の割合は全体で約 1.84 %、1907 年では約 1.22 %と少なく、府県別では男女それぞれの人数が判別するものの、年齢層ごとのデータは存在しない¹⁰⁶⁾。そのため、本稿で数値として扱う「少年」には割合は少ないものの女性を含む可能性がある。

そして女性に関してはもうひとつ注意しなければならないことがある。それは婚姻による入籍である。先の沖縄県宮古島出身者と同じインタビュー連載記事に登場する 1907 年 4 月 26 日神戸出航の船で渡墨した女性の事例である。当該女性の渡墨時の年齢は 20 歳であり、ここでは「少年」の事例には当てはまらないものの、入籍による本籍変更が生じた事例である。31 歳の夫とともに渡墨した女性は倉部名簿においては本籍地の村は広島県佐伯郡八幡村となっているが、彼女の本来の出身は滋賀県である¹⁰⁷⁾。婚姻による入籍が本来の出身地とは異なる本籍地となった事例である。

ただし、男性の場合であっても養子として入籍した場合は、女性の入籍の場合と同様に出身地とは異なる場所が本籍地となる。倉部名簿に掲載された人物に具体的な例を見いだすことはできないものの、婚姻によって入籍した女性と同じことが起こっていた可能性はある。

以上を前提としたうえで、倉部名簿に現れる「少年」は、10 歳 5 人、11 歳 4 人、12 歳 0 人、13 歳 1 人、14 歳 4 人、15 歳 51 人、16 歳 168 人、17 歳 382 人、18 歳 574 人¹⁰⁸⁾、19 歳 631 人の計 1,820 人である。

当時の義務教育である尋常小学校（4 年制）の卒業が満 10 歳、乙種農業学校乙種商業学校の入学年齢が満 10 歳以上で卒業は 3 年後の満 13 歳以上、中学校や工業学校予科、甲種農業学校予科、甲種商業学校予科の入学年齢が満 12 歳以上で中学校卒業が満 17 歳以上、高等小学校（4 年制）の卒業が満 14 歳以上、工業学校・甲種農業学校・甲種商業学校の入学年齢が満 14 歳以上で卒業が満 17 歳以上という背景を踏まえると、15 歳で 50 人を超え、16 歳で 3 倍以上に増え、17 歳でさらに倍以上、18 歳、19 歳と増加していくことは中等教育との何らかの関係があるように見える。

また、前章に記したように、おおよそ 20 歳代前半が契約渡航者の適正であると見られたなかで、平均年齢 24.46 歳、中央値が 23 歳だったとはいえ、最頻値が 19 歳となった 1906・07 年のメキシコ渡航者はほかの渡航地とは異なる事情を検討しなければならないであろう。

倉部名簿 7,195 人から年齢不詳の 3 人を除く渡航者に占める「少年」の割合は、25.31 %でおおよそ 4 分の 1 にあたる。府県別で見ると、数の上では総渡航者数の最も多い福岡県が 1 番目の 273 人となるものの、総渡航者数で 2 番目の熊本県は 138 人と「少年」数としては 5 番

¹⁰⁶⁾ 外務省通商局編纂『旅券下附数及移民統計 明治元年至大正九年』、12-15 および 20-23 頁。

¹⁰⁷⁾ 古館豊『明治期におけるメキシコ海外移住の動向』、34 頁。ただし、私家版刊本の『パイオニア列伝』においては結婚前の彼女の本籍地に関する情報は記載されておらず、古館がどのような史料から情報を得たのかは不明である。古館は彼女の生年を明治「二六年」とするものの、『パイオニア列伝』では「明治二十一年生」とあり、倉部名簿でも渡航時年齢は 20 歳とされる。なお、倉部名簿では「青山キス」とあるが「青山キヌ」の誤りであろう。古館も『パイオニア列伝』でも「青山きぬ」とあり、夫の名前は「青山清作」であり、倉部名簿の「青山清作」の本籍地と「青山キス」の本籍地は同一である。

¹⁰⁸⁾ 倉部名簿では年齢記載がないものの、瀧鉄太郎『世界無比の親日國 大寶庫メキシコ』（公進社（メキシコ市）、1927 年）の記載（494 頁）から生年月日が判明したものが別に 1 名いる。

目となっている。総渡航者数 3 番目の和歌山県 (175 人) 以下、広島県 (166 人)、愛知県 (144 人) と順次繰り上がる。総渡航者数で 6 番目に多い岡山県も「少年」数では 9 番目、87 人であり、「少年」数で熊本県に続くのは、福島県 (108 人) となる (図 4 参照)。

府県	渡航「少年」数	総渡航者数	「少年」率
福岡	273	1,108	25.16%
和歌山	175	613	29.04%
広島	166	569	29.88%
愛知	144	518	28.65%
熊本	138	691	20.26%
福島	108	383	28.68%
鹿児島	102	235	45.96%
三重	91	317	29.74%
岡山	87	421	21.38%
沖縄	81	325	25.23%

図 4: 府県別渡航「少年」数上位 10 と「少年」率

注目すべきは、総渡航者数で上位 10 県に入っていない鹿児島県 (第 12 位) が、「少年」数では 7 番目 (102 人) となっていることである。鹿児島県は、総渡航者数 100 人以上の 19 県のなかで、総渡航者数に占める「少年」数の割合が 45.96 % と最も高い。総渡航者数 100 人以上の 19 県のなかには 30 % を超えるものさえなく、鹿児島県の「少年」率の高さは群を抜いている。

総渡航者数 100 人以上の 19 県のなかで最も「少年」率が低いのは鳥取県の 12.50 % で、宮城県 17.86 %、山口県 18.29 % と 20 % を下まわっている。また、熊本県も全体の「少年」率 25.31 % を下まわる 20.26 % でかろうじて 20 % を上回っているにすぎない。徴兵を避けるための渡航が多かったとされる沖縄県も 25.23 % で全体よりも低い (図 5 参照)。

府県	渡航「少年」数	総渡航者数	「少年」率
鹿児島	102	235	45.96%
広島	166	569	29.88%
三重	91	317	29.74%
和歌山	175	613	29.04%
福島	108	383	28.68%
愛知	144	518	28.65%
山梨	30	116	27.83%
高知	65	246	26.64%
富山	55	218	26.39%
滋賀	40	154	25.97%
沖縄	81	325	25.23%
福岡	273	1,108	25.16%
静岡	76	309	24.76%
岡山	87	421	21.38%
熊本	138	691	20.26%
岐阜	22	111	20.00%
山口	30	164	18.29%
宮城	39	224	17.86%
鳥取	13	104	12.50%

図 5: 総渡航者数 100 人超の県における「少年」率

「少年」率の高さで群を抜く鹿児島県からの渡航者では、最年少は 13 歳であり、最年長は 42 歳である。鹿児島県の渡航時年齢によるヒストグラムを作成したのが、図 7 (附録) である。平均年齢は約 21.77 歳、中央値は 20 歳、最頻値は 18 歳でとなり、10 歳以上の渡航者全体の平均年齢 24.46 歳、中央値 23 歳、最頻値 19 歳と比べるといずれも低くなっており、鹿児島県からの渡航者が全体に若かったことが分かる。

鹿児島県からの渡航者において「少年」が占める割合が高い要因を考えるための情報は倉部名簿には十分でない。そこでまず、教育関係の統計資料を『明治四十年鹿児島県統計書 第三編 (學事)』に見てみる¹⁰⁹⁾。

¹⁰⁹⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1152099> 2025 年 8 月 31 日閲覧。

1907 年時点の県内 5 つの中学校の生徒数は 2,102 人である。1907 年の「半途退學者」238 人中「海外渡航」を退学理由とするものは 12 人のみであった。高等女学校は 1 校で、生徒数は補習科 1 人を含み 354 人、「半途退學者」は 22 人で「海外渡航」を理由とするものはいない¹¹⁰⁾。

実業学校は農林学校を含み農学校 5 校、女子商業学校を含み商業学校 2 校、女子向け職業学校・徒弟学校 6 校、工業徒弟学校 1 校であった。農学校 5 校の生徒数は、別科を含み 568 人（本科 524 人、別科 44 人）、女子商業学校を除く商業学校 1 校で本科 255 人、予科 236 人の合わせて 491 人、女子商業学校 541 人、職業学校・徒弟学校は本科 303 人、別科 154 人の計 457 人で、職業学校全体では 2,057 人であった。「半途退學者」は予科を含む 14 校の総数で 249 人だが、その表には「海外渡航」という事由はない。「其他」に含まれると考えられるが、その数は 17 人のみであり、すべてが海外渡航だったとしても、中学校同様、きわめて少ないと見える。

中等教育機関を渡航のために「半途退學」したものがいたことが、数の多さや率の高さに結びついたわけではない。

県内の地域的要因を考えるための情報も倉部名簿は不足している。鹿児島県からの渡航者名簿は、本籍地に関する情報を欠いていることが多く、渡航者総数 235 人中 206 人、実に 87.66 % の人々の本籍地が無記載となっているのである。「少年」渡航者も 102 人のうち、本籍地が判明するのは 15 名（14.71 %）のみである。

倉部名簿の鹿児島県からの渡航者全体で本籍

地が判明する 29 人について本籍地の分布について見てみると、揖宿郡 17 人、始良郡 8 人、薩摩郡 2 人、鹿児島郡 2 人となり、揖宿郡が大半を占める。「少年」渡航者 15 人では、始良郡 10 人、揖宿郡 5 人であった。

鹿児島県の出移民を概観した原口邦紘によれば、1906 年～1940 年のブラジル移民は川辺郡、始良郡、大島郡の順に多く、始良郡は 2 番目、揖宿郡は 5 番目であった¹¹¹⁾。

『明治四十年鹿児島縣統計書 第一編（土地戸口其他）』によれば¹¹²⁾、本籍人口は大島郡、始良郡、日置郡、川辺郡、薩摩郡、肝属郡、鹿児島郡の順で多く、これら 7 郡は 10 万人を超え、揖宿郡は 74,647 人である。在外国人口は始良郡（866 人）、川辺郡（758 人）、日置郡（683 人）で多く、この 3 郡のみが突出している（揖宿郡 139 人）。

倉部名簿の本籍地ごとの渡航者数、ブラジル移民数、在外国人口の三者において共通する地域特性を見出すことはできない。

ここでは本籍地が判明する「少年」渡航者のなかに多く含まれ、在外国人口も最も多い始良郡に注目してみる。原口が鹿児島県内の市町村史・誌における海外移住関係の記述で充実すると指摘するひとつ、『国分郷土誌』は国分市が刊行したものである。国分市は 1906 年時点で始良郡にあった国分村・東国分村・敷根村・東襲山村・清水村という旧西郷郡域を概ね市域とする。「少年」渡航者で始良郡を本籍地とする 10 人中、3 人は東国分村、3 人は敷根村であり、『国分郷土誌』から情報を引き出すことは不適切ではないと考えられる。

1973 年版『国分郷土誌』は「国分市の大観」「郷土の自然」等で全体は 12 部に分けられてお

¹¹⁰⁾ 「半途退學者」の内訳は、「家事故障」12 人、「病氣」6 人、「転學」3 人、「病死」1 人である。

¹¹¹⁾ 原口邦紘「移民研究と史料—鹿児島県の場合—」『JICA 横浜海外移住資料館 研究紀要』(4)、2010 年、40 頁。

¹¹²⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1152090> 2025 年 8 月 31 日閲覧。

り、そのひとつに「海外移民」がある。国分地域の歴史を語るうえで、外国への渡航が重要なことであったことが読み取れる。

全八章で構成される「海外移民」ではメキシコへの「少年」渡航者が取り上げられることはないものの、国分地域からの「少年」渡航者の渡航背景にかんする全般的な情報が含まれている¹¹³⁾。

『国分郷土誌』「海外移民」の二章「南カリフォルニア」には10歳代で米国に渡った二人の渡航者の聞き書きが掲載されている。いずれも20世紀初頭にハワイ経由で米国本土カリフォルニアに渡航している。

まず一人目は1903年にハワイ渡航し6ヶ月間サトウキビ・プランテーションで労働したのち、ロサンゼルスに移動した。彼の渡航動機は、「五反百姓の次男では、一生うだつがあがらない」という思いであった¹¹⁴⁾。

近現代の日本経済史を専門とする武田晴人によれば、1908年時点で5反=0.5町で養うことができるのは約4人分の消費量であり¹¹⁵⁾、父・母・兄と当人の4人家族だったとしても消費量相当の生産であり、「うだつがあがらない」ということ以上に、自らの食いぶちをなんとかしなければならぬ立場にあったと考えられる。

もう一人は1906年に渡航した人物である。彼も当初はハワイに渡航している。その背景を「日露戦争で死んだ兄にまとまった金が出たので船賃の都合はついたし、ハワイまでなら比較的簡単に行けた」と述べる。その後、彼は「ア

メリカの知人から金を送ってもらってアメリカに行った。明治三十九年十九歳の時だった」とする。冒頭、彼は「父が死んで、母がたくさんの弟を育てることになり大変難儀しておった」とも述べ、これが動機と言えよう¹¹⁶⁾。年長の子どもとして、少なくとも口減らしの意味が米国渡航にあったことが読みとれる。

親や家業に頼らず自らの食いぶちを確保する、あるいは、親の負担を軽減する、あわよくば一旗あげる、これが渡米「少年」の頭にあった。1906年の渡米「少年」は「なぜアメリカに行ったか、一口に言えば、金でしょうね」と語る¹¹⁷⁾。当時の国分において米国から金儲けをして帰ったものを「アメリカドン」と言い¹¹⁸⁾、そうした人々が人目についていたのである。

1906年の渡米「少年」は、「その頃の渡米者は、いわゆるドン底の貧乏階級ではなく、比較的いわゆる良い家の人が多かったという¹¹⁹⁾。ハワイまでなら渡航費を自弁できた彼のように、極貧状態ではない人々が米国に渡ったようである。

「三章 ブラジル」には、日露戦争後にブラジルに「日本植民地」を建設しようとした二人の人物が登場する。ひとり「鹿児島市の弁護士」、そしてもう一人は「北米帰り」であった。その二人が参加者となる「優秀な青年」を募集するにあたって課した条件は、「旅費自弁、中等教育以上の学歴」であった。その結果、選ばれたのは、小学校教師2名、中学校教師1名、裁判所書記1名の4名であった¹²⁰⁾。1906年の

¹¹³⁾ 国分郷土誌編さん委員会編『国分郷土誌』、1973年。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/9769372> 2025年08月11日閲覧。

¹¹⁴⁾ 『国分郷土誌』、952頁。

¹¹⁵⁾ 武田晴人『日本経済史』有斐閣、2019年、148頁。

¹¹⁶⁾ 『国分郷土誌』、953頁。

¹¹⁷⁾ 『国分郷土誌』、953頁。

¹¹⁸⁾ 『国分郷土誌』、953頁。

¹¹⁹⁾ 『国分郷土誌』、954頁。

¹²⁰⁾ 『国分郷土誌』、955頁。

渡米「少年」のいう「比較的にいわゆる良い家の人」の具体像が見えてくる。

村井謙一が1970年代にメキシコでおこなったインタビューの対象者には、2名の鹿児島出身の「少年」渡航者（いずれも渡航時15歳、1907年6月4日横浜港出港の笠戸丸にて渡墨）がいる。両者とも倉部名簿では本籍地が「無記載」となっているものの、1名は嚙喰郡、もう一人は川辺郡の出身である¹²¹⁾。川辺郡は県内1市13郡のなかでブラジル移民を最も多く送出したのに対し、嚙喰郡は下から2番目である。

嚙喰郡出身の渡墨「少年」の渡航理由は、隣接する肝属郡の鹿屋村に1900年に移転して設置された県立鹿屋農学校の受験に失敗したことによる。1895年に設立された県立師範学校附属専科農業講習所を源流とする同校は¹²²⁾、「少年」によれば、「四百数十名の申し込み中、わずかに四十有名採用であり、官費のため実に難門であり、見事落第して浪人となり、次年に再び受験する準備中、メキシコ行きの勧誘にの」ったという¹²³⁾。

この「少年」は、高等小学校を卒業、つまり義務教育であった尋常小学校4年に加え、高等小学校4年の計8年の初等教育課程を修了し、「官費」による中等教育課程への進学を目指していた。「官費」頼りで中等教育を家族が負担

することができなかった可能性はあるものの、農学校の受験に失敗しても浪人が許されえたという点から、国分の1906年渡米「少年」の言う「比較的にいわゆる良い家の人」だったと推察される。

もうひとり、川辺郡出身の渡墨「少年」の記事には、彼が東洋移民合資会社の渡航者募集に応じたこと以外、日本での経歴や渡墨の理由が語られていない¹²⁴⁾。

鹿児島県からの渡航者を乗せたのは、1906・07年にメキシコに渡航した人々を運んだ20航海ほどのうち、3航海のみである。最初は、1906年12月12日に神戸を出港した「琴平丸」、次は翌1907年6月4日に横浜を出港した「笠戸丸」、最後は同年10月23日に横浜を出港した同じく「笠戸丸」である。いずれもメキシコ北部の鉱山を契約先としての渡墨である。如上の「少年」も「鉱夫」として、1907年6月4日横浜出航の「笠戸丸」でメキシコに渡った。

日本海事史研究者である山田迪生が『世界の艦船』に連載した「日本移民船始末記」の第5回「明治のメキシコ／ペルー移民」によれば、川崎汽船の前身である「川崎船舶部」の「琴平丸」は¹²⁵⁾、大陸殖民合資会社が渡墨者を運ぶためにチャーターした船であった。また「笠戸丸」は東洋汽船株式会社による南米西海岸定期航路に就航していた船であり、1907年の2度

¹²¹⁾ 村井は前者について「鹿児島県大隅」、後者について「鹿児島県国世田郡津貫」と記す。1970年代に「大隅」を町村名とするのは「曾於（嚙喰）郡大隅町」しかなく、嚙喰郡と判断した。また後者については、「鹿児島県国世田郡津貫」とあるものの、「国世田郡」は存在せず、「鹿児島県加世田市津貫」と考えられ、1889年の町村制導入時に川辺郡加世田村に包含された津貫村と考えられる。

¹²²⁾ 村井の記事では「県立の農学校」としか記されていないものの、1947年以前の旧制下における鹿児島の農学校に関する以下の記述を参照し、県立鹿屋農学校と同定した。中野哲二「鹿児島県における農業高校教育と県立農業大学校教育の問題」『鹿児島経済論集』52(1-4)、2011年12月、53-54頁。

¹²³⁾ 村井『パイオニア列伝』、78頁。

¹²⁴⁾ 村井『パイオニア列伝』、88-89頁。

¹²⁵⁾ 「川崎船舶部」とは、株式会社川崎造船所という法人と川崎家、そして株式会社川崎造船所初代社長松方幸次郎の三者が共同購入した船を用いて、三者の連携のもとにおこなわれた川崎造船所系の海運業経営のことを便宜的に呼んだものである。『川崎汽船五十年史』、1969年、18頁。

の航海は香港から南米チリまでの定期航海で、メキシコのマンサニョ港とサリナ・クルス港に寄港するものであり、メキシコへの渡航者だけでなくペルーやチリへの渡航者も乗せていた¹²⁶⁾。

鹿児島県での渡航者募集が極めて限られた期間におこなわれたこと、そして大陸殖民合資会社、東洋移民合資会社の募集に応じた渡墨であった。

川辺郡出身の渡墨「少年」は東洋移民合資会社の渡航者募集に応じたが、場所が違えども東洋移民合資会社の渡航者募集にかかわっては貴重な記録が村井のインタビュー記事にある¹²⁷⁾。インタビューイは、福岡県糸島郡前原町出身で渡航時(1907年5月18日)年齢は19歳だが、誕生日が7月23日のため、本稿ではみなし20歳とする人物である。

彼は父が東洋移民合資会社の移民業務代理人だったので、「父に代り、自転車で近隣の町村を説き廻」ったという。その際、「メキシコに着いたら、その翌日でもあこがれのアメリカへ入国できる。この俺も農学校を終えて行くから、一緒にこい」と遊説したのでわれもわれもと応募し、ついに九十五名を勧誘した」とのことである。

彼の勧誘がいつからおこなわれていたのか、また「近隣の町村」がどこまでであったのか不明であるものの、倉部名簿では糸島郡から2年間で156人の渡航者がおり、郡内1町18村す

べての町村から出ている。彼の住んだ前原町は郡庁が置かれた町であり、地理的にも中心部に存在した。郡内の最も遠い所まででも17kmに満たないため、複数回かければ自転車で郡内全域を回ることができないわけではない。

郡内で最も多い渡航者を出したのは、前原町の北東に位置する今津村(現福岡市西区)の22人で前原町から10kmに満たない。続いては、南に位置する長系村の17人で5kmほどの距離である。三番目に多いのは前原町の北西で隣接する可也村で15人であった。いずれも彼が自転車で訪れることができる場所と考えられる。

糸島郡からの渡航者156人のうち渡航「少年」は36人(「少年」率23.08%)であり、内訳は15歳3人、16歳7人、17歳6人、18歳6人、19歳14人(みなし20歳のインタビューイを含めると15人)であった。村別では可也村と北崎村(今津村の隣村)がいずれも6人で最も多い。

彼の通っていた「農学校」が糸島郡立糸島農学校(前原町)であるならば¹²⁸⁾、郡内から一定数の生徒を集めたであろう。1906年時点の在校生は100人であった¹²⁹⁾。彼らを募集対象とすることはそれほど難しいことではなかったであろう。

しかしながら、福岡県内全体で見れば、中等教育機関の卒業生に占める外国渡航者の割合は低い。糸島農学校以外の農学校は1906年時点で県立1校、郡立6校の計8校(いずれも3

¹²⁶⁾ 山田迪生「日本移民船始末記 第5回 明治のメキシコ／ペルー移民」『世界の艦船』(478)、1994年3月、110、114頁。後述するように、この東洋汽船の定期航海の復路ではチリやペルーからメキシコへ移動する日本人も運ばれた。

¹²⁷⁾ 以下、インタビュー内容に关しては村井『パイオニア列伝』(40頁)による。

¹²⁸⁾ 糸島郡立糸島農学校は、乙種農学校で尋常小学校4年制を終えた12歳以上のものが入学する3年制の農学校であった。本章の冒頭で述べたように、乙種農学校の入学年齢は10歳以上となっていたが、10歳以上であれば、学校ごとに決めることができた。1906年の入学者81人のすべてが「高等小学校卒業生」となっており、乙種といえども全員が14歳以上であった。『明治三十九年福岡県統計書 第二編(學事)』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/808018> 2025年9月2日閲覧。

¹²⁹⁾ 『明治三十九年福岡県統計書 第二編(學事)』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/808018> 2025年9月2日閲覧。

年制、在籍生徒総数 656 人)、農学校以外の男子中等教育機関は、県立中学校 5 校、郡立中学校 1 校の中学校 (5 年制) 6 校 (在籍生徒総数 3,089 人)、県立工業学校 (4 年制) 3 校 (在籍生徒総数 584 人)、市立商業学校 (甲種 4 年制、乙種 3 年制、予科 2 年制) 2 校 (在籍生徒総数 583 人) であった。これらの中等教育機関卒業生の 1906 年度卒業生 (商業学校予科卒業生は原則、本科に進学するためこれを除く) の一年後、1908 年 3 月 31 日の状況で外国渡航者は 16 人で卒業生総数 738 人に対する比率は 2.17 % にしかすぎない¹³⁰⁾。

ただし、卒業後 1 年経っても進学も就職もしていないものが大半を占めるとされる「未詳者」が中学校卒業生 413 人中 111 人 (26.94 %) おり、軍学校を含む進学者 207 人の半数以上となっている。先の鹿児島県贈嶽郡出身の渡墨「少年」に見られるように、浪人は渡航の契機となりうると考えられる。

そうした「少年」たちを惹きつけたのは、「メキシコに着いたら、その翌日でもあこがれのアメリカへ入国できる」という誘い文句であったかもしれない。『日墨交流史』によれば、1901 年から 1941 年までの渡墨者を約 1 万人から 1 万 2,000 人前後と見積もるが¹³¹⁾、そのうちのかなりの人々は姿を消している。

メキシコから米国に入国した日本人の記録は、米国日系人の歴史として刻まれている。た

とえば、『日墨交流史』でも言及された伊藤一男『北米百年桜』(北米百年桜実行委員会、1969 年)がある¹³²⁾。

1906 年 10 月 25 日に神戸を出航した「第二琴平丸」で入墨した岡山県吉備郡出身の 18 歳の「少年」がいる¹³³⁾。彼は「コリマ鉄道」工夫として渡墨したが、鉄道工夫の滞在用キャンプ小屋に堪えられず抗議し、仕事を放棄し、脱走した。その後、メキシコのコリマ州コリマ市から鉄道を利用し、米国のテキサス州エルパソに入った。移民係官には、「入国税ニドル」を支払ったのち、「君たちはアメリカに永住権がある」と言われたという。彼は、1907 年 3 月の大統領令の直前に滑り込む形で入米できたのである¹³⁴⁾。

『日墨交流史』は、大陸殖民合資会社がおこなった「コリマ鉄道」工夫契約がそもそも過剰契約であったことを指摘する。大陸殖民合資会社社員の村上泰蔵が雇主である Hampson and Smith Company とのあいだで結んだ契約は 3,000 人であったものの、雇主が必要としていたのは 1,000 人余に過ぎなかった。大陸殖民合資会社は、契約が成立した 1906 年 7 月から 1 ヶ月後の募集において、広島県 500 人、福岡県 300 人、熊本県 200 人、岡山県と山口県はそれぞれ 100 人、福井県・滋賀県はそれぞれ 50 人、石川県・愛媛県・高知県・徳島県・香川県の 5 県でそれぞれ 20 人で、計 1,400 人を募集し

¹³⁰⁾ 『明治四十年 福岡県統計書 第二編 (學事)』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/808020> 2025 年 8 月 15 日閲覧。

¹³¹⁾ 『日墨交流史』、247-248 頁。

¹³²⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/11969758> 2025 年 8 月 21 日閲覧。同書は、アメリカ西北部日系人会が新聞記者であった伊藤一男に依頼し、伊藤が 1965 年から体験記を収集し、執筆したものとのことである (三原源治「序」『北米百年桜』、11-12 頁)。

¹³³⁾ 倉部名簿とは名前の音の漢字表記が一文字異なっており、『北米百年桜』では渡航年齢は「十六歳」となっているものの、「岡山県出身」で 1906 年に川崎船舶部の「第二琴平丸」で入墨、就労先が「コリマ鉄道」という点で相違なく、倉部名簿の当該「少年」に相違ないものと考えられる。なお、倉部名簿には生年月日が「18880518」とあり、それに基づき「18 歳」とした。

¹³⁴⁾ 伊藤『北米百年桜』、102 頁。

た。そして、先の岡山県の渡墨「少年」が乗った1906年10月25日神戸発の「第二琴平丸」で547人、同年12月10日横浜発の東洋汽船の「満洲丸」で1,110人を送り込んだ¹³⁵⁾。合わせると1,657人になる¹³⁶⁾。

しかも、1907年5月中には工事がほぼ完成していた。1907年4月26日に横浜を出発した「満洲丸」¹³⁷⁾で渡航した人たちが到着したところにはこの契約による渡航者には就労先はなかった¹³⁸⁾。倉部名簿によれば、当該航海での「コリマ鉄道」工夫は910人であった。

倉部名簿の就労先と渡墨者の証言や記録との食い違いが多いのは、この航海での渡航者である。倉部名簿では判読不能のため、四文字の姓名中、最後の一文字「蔵」しか判明していない鳥取県東伯郡の19歳の渡墨「少年」がいる。これは、村井謙一のインタビュー記事に登場する人物と同定できる¹³⁹⁾。この渡墨「少年」は、倉部名簿において「移民先」が「コリマ鉄道」

とされているものの、村井のインタビュー記事においては当初、メキシコ南西部ベラクルス州のオアハケニャ耕地（サトウキビ・プランテーション）で就労したとされる。同様の事例は、三重県員弁郡出身の19歳の渡墨「少年」にも見られ、倉部名簿では「コリマ鉄道」とされるものの、渡航者の記録では「ベラクルス州オアハケニア耕地の契約移民」として入墨したとされる¹⁴⁰⁾。

大陸殖民合資会社は契約上、就労地を「コリマ鉄道」としたものの、就労先のないものたちを「オアハケニャ耕地」や北部の鉱山に回した¹⁴¹⁾。しかしその就労先でも契約解除を簡単におこなったようである。先の鳥取県東伯郡出身の渡墨「少年」は、「わずか十日間耕地にいたが、働いたのは半日のみであった。とにかくマラリヤ病で毎日どんどん日本人が死亡するので、十円ずつ集めて監督に届け、解雇の許可を堂々ととった」という¹⁴²⁾。

¹³⁵⁾ 『日墨交流史』、281-282頁。

¹³⁶⁾ 倉部名簿では、「第二琴平丸」に548人、「満洲丸」に1,120人の計1,668人が「コリマ鉄道」の工夫として渡墨した。

¹³⁷⁾ 倉部名簿では「出港地」は神戸となっているが、東洋汽船の「満洲丸」は南米西海岸定期航路に就航していたはずで、神戸、横浜両港に寄港する。東洋汽船株式会社『六十四年の歩み』、1964年、81頁。および、山田「日本移民船始末記 第5回 明治のメキシコ／ペルー移民」掲載の「第3表 東洋汽船の南米西海岸航路客船（明治時代）」（112頁）参照。

¹³⁸⁾ 『日墨交流史』、285頁。

¹³⁹⁾ 村井『パイオニア列伝』、28-29頁。村井のインタビューは、著者が2023年10月にメキシコ・グアナフアト州においておこなった在墨日本人・日系人調査において対象となった人物（1912年生、1927年渡墨、2015年没）の義父である。調査対象者の妻の遺品には当該渡墨「少年」宛の書簡があり、村井を含めた在墨日本人たちが記載する名前最後の一字は「造」となっているものの、「蔵」であることが判明している。また書簡から義父の出身地が鳥取県東伯郡矢送村であることも分かっている。これらの情報を踏まえ、村井のインタビューの渡航年、渡航時の船名と倉部名簿の記載とを照合し同定した。ただし、倉部名簿においては渡航時年齢が19歳とされ、村井のインタビュー記事では「明治二十二年生」とあり渡航時年齢は18歳であり、年齢が異なっている。

¹⁴⁰⁾ 淀川正樹「VI 流転の日本人 2 日本人の分布」日本人メキシコ移住史編集委員会『日本人メキシコ移住史』、1971年、248頁。冒頭には「以下に掲げる記録は、1920〔引用者注：ママ〕年代の中葉に、メキシコ社会の各方面に活躍していた、一部の人達の畧伝である」とされ、「尚参考資料の蒐集に当っては、当時の公文書其他の記録等は大部分戦争のため遺失しており、民間の著書等も利用し得べきもの僅少であるが、そのなかにあつて、滝 太郎〔ママ〕著「大宝庫メキシコ」が唯一の参考資料と云い得べく、この記録もまた、同書に拠う所が大きいことを、特に断わって置き度い」（231頁）とある。引用にある「大宝庫メキシコ」とは、書誌情報としては、瀧鉄太郎『世界無比の親日國大寶庫メキシコ』（公進社、1927年）で、NDLDCで閲覧可能である。<https://dl.ndl.go.jp/pid/1190918> 2025年8月22日閲覧。

¹⁴¹⁾ 『日墨交流史』、285頁。

¹⁴²⁾ 村井『パイオニア列伝』、28-29頁。

また同船、1907年4月26日横浜出港の「満洲丸」で入墨した熊本県宇土郡出身の19歳の渡墨「少年」も、倉部名簿によれば、就労地は「コリマ鉄道」であったものの、「上陸するや、プエルトメヒコ或るはヴェラクルス等を巡遊したる後シウダ・ファレス市に足を止め¹⁴³⁾、同〔明治〕四十一年語學を學ぶべく米人の家庭労働をなす」とある¹⁴⁴⁾。「コリマ鉄道」どころか南西部ベラクルス州のサトウキビ・プランテーションでも北部鉱山でも契約労働に従事した形跡がない¹⁴⁵⁾。

それ以前の、1906年12月10日に日本を離れた「コリマ鉄道」工夫に、メキシコ上陸後すぐに契約解除されたものがある。山梨県南都留郡出身の17歳の「少年」は、1906年12月10日横浜発の「満洲丸」に乗船し、「コリマ鉄道」工夫の契約で入墨した。しかし、「上陸後会社の引率者が一人二十円で適当(?)〔ママ〕に契約解除をやってくれたので、他の百四十名とともにこれを利用した」という¹⁴⁶⁾。この船での渡墨者中、就労先を「コリマ鉄道」としたのは、『日墨交流史』では1,110人であったので¹⁴⁷⁾、当該「少年」を含め141人が契約解除したということになると、1割以上がこのとき契約解除したことになる。

大陸殖民合資会社は、北行のための「逃亡」見込みで雇主が必要とした人員以上の渡航者周

旋をおこなっただけでなく、ある種、計画的に周旋料に加えて契約解除料による収入を目指していたとも考えられる¹⁴⁸⁾。先に東洋移民合資会社の募集にかかわって、業務代理人の子が翌日にでも米国に行けるとの宣伝文句を使ったのもあながち嘘ではなかったともいえる。

上陸後、すぐに契約解除をおこなった、山梨県南都留郡出身の渡墨「少年」は契約解除後、北を目指したものの、それを果たすことはできずメキシコに残ることとなる。「目的は北アメリカ行きであったので、アメリカの身寄りに送金の依頼をなし、その返事が届くまで首府に十ヵ月ほど待機していたが、直接北アメリカ行きが困難なので、ひとまずシウダ・ファレスへ行きカナダ経由で入米の計画をたてたが、これも失敗し、メキシコに腰を落ちつけることとなった」¹⁴⁹⁾。

北、すなわち米国を目指した渡墨「少年」には成功するものも失敗するものもいたが、それがどのくらいの比率であったのかは残念ながら明確にはならない。メキシコに直接、入った「少年」たちは、メキシコを米国への通過点としてしか見ていなかった。「少年」たちのなかには徴兵を避けるために、外国に出ることが目的化しているものもないではなかったものの、口減らしや自らの食いぶちの確保、あるいは一旗あげると意識のもと、メキシコというより

¹⁴³⁾ 「シウダ・ファレス」(Ciudad Juárez ファレス市)は、米墨国境のメキシコ側の町で、米国側は先に『北米百年桜』に登場した岡山県吉備郡出身の渡墨「少年」が到達したエルパソ市である。

¹⁴⁴⁾ 瀧『世界無比の親日國 大寶庫メキシコ』、335頁。

¹⁴⁵⁾ 引用中の「プエルトメヒコ或るはヴェラクルス」というのはベラクルス州オアハケニャ耕地の近傍の港町であり、南西部のサトウキビ・プランテーションで就労した可能性はある。

¹⁴⁶⁾ 滝沢太郎『親日の新興國 メキシコ国情大観：植民七十年史』、メヒコ新報社(中央公論事業出版)、1968年、466頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/12178621> (2025年8月22日閲覧)

¹⁴⁷⁾ 倉部名簿では1,120人である。

¹⁴⁸⁾ 移民会社の経営の困難については、以下も参照。坂野『『官報』から読み解く明治期移民会社の諸相』「3. 3 移民会社経営の限界」、32-42頁。

¹⁴⁹⁾ 滝沢太郎『親日の新興國 メキシコ国情大観：植民七十年史』、メヒコ新報社(中央公論事業出版)、1968年、466頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/12178621> (2025年8月22日閲覧)

も米国を最終目的地とした。メキシコは入米のために必要な資金を得る場所であるどころか、上陸早々に契約を解除し、あるいは契約先を逃亡し、すぐに北行したものもいた。移民会社も心得たもので、契約先に行くことよりも、とにかく渡墨させることを目指した。それは周旋料以外の収入を得るための行動とも捉えられる。

上陸後すぐに、あるいはほとんど働かずに契約解除料の支払いが可能ということは、「渡墨」少年たちが一定額のお金を所持し、渡航していたことを示している。彼らはそもそもメキシコで働くことではなく、入米することを目的としていたことの証左にもなりうるであろう。

またメキシコは、南米大陸への渡航者が北米を目指すための中継地ともなっていた。如上的とおり、日本からメキシコへの渡航者を運んだ東洋汽船の南米西海岸定期航路はチリを最終目的地とし、ペルーやチリへの渡航者も運んだ。そして、復路ではチリやペルーからメキシコに渡る人々も運んだのである。村井のインタビューを受けた127名のなかにはペルーやチリからの転航者16人も含まれている¹⁵⁰⁾。

村井のインタビューを受けたペルーやチリからの転航者たちは、メキシコに兄のいた1人を除き¹⁵¹⁾、メキシコへは米国に行くために入国

した人々であった。それも1人での単独行ではなく、多いときには50名以上のこともあった¹⁵²⁾。彼らはいずれも米墨国境の町メヒカリを目指すか、米墨国境をなすコロラド川を船で遡行することを企図し、カリフォルニア湾を船で移動した。このルートがペルーに渡った日本人のあいだで共有されていたのである。

ペルーへの渡航周旋を最初に取り扱ったのは「移民取扱人森岡真」として登録された森岡商会移民部である¹⁵³⁾。森岡商会移民部の最初のペルーへの契約労働者790人の送出し、1899年2月27日、チャーターした日本郵船の「佐倉丸」でおこなわれた。しかし、それは失敗に終わった。「到着早々、現地の気候風土や食物と馴染めず死亡者が続出した」¹⁵⁴⁾。また、耕地から逃亡するものも多く、その定着率は極めて低かった¹⁵⁵⁾。

第1回渡航者の契約期間が終了した1903年に第2回の送出しがおこなわれた。その際は、ペルー側の契約者は、「夫婦の労働者を雇い入れることで、日本人労働者の定着率の改善を図ろうとした」¹⁵⁶⁾。このようにして、ペルーへの契約労働者の送出しは、夫婦単位が基本とされる方向となるものの、単身男性や「自由移民」として渡航したものたちのなかには逃亡し、入米を

¹⁵⁰⁾ このほか、入墨後耕地から逃亡し、入米、後帰国、再度、ペルーに契約渡航者として渡航したものの、米船船員となり、パナマで逃亡、さらに入墨したもの（村井『パイオニア列伝』、52頁。）、家族渡航でペルーに渡ったものの、妻が病氣となり帰国、妻病死後に入墨したもの（同書、95-96頁）もいる。1917年にチリからメキシコへ移動した人物は、「当時南米移民は、メキシコ領事よりメキシコ入国の査証を安々と受けた」と証言する（67頁）。

¹⁵¹⁾ 村井『パイオニア列伝』、9頁。

¹⁵²⁾ 村井『パイオニア列伝』、26頁。南米からメキシコに渡った人々は1,000人以上ともいわれる（110-111頁）。

¹⁵³⁾ 森岡真がペルーへの契約労働者周旋をはじめた経緯については、以下を参照。坂野『「官報」から読み解く明治期移民会社の諸相』、18-19頁。

¹⁵⁴⁾ 山田「日本移民船始末記 第5回 明治のメキシコ／ペルー移民」、112頁。

¹⁵⁵⁾ 柳田利夫「ペルーへの契約移民を通して見た女性移民の位置と役割」『法學研究：法律・政治・社会』68(10)、1995年10月、200頁。

¹⁵⁶⁾ 柳田「ペルーへの契約移民を通して見た女性移民の位置と役割」、200頁。

¹⁵⁷⁾ 「自由移民」として渡航したものの中に、往路でペルーまで行かず、メキシコで下船したものもいた。村井『パイオニア列伝』、66頁）

¹⁵⁸⁾ その継承の詳細については、以下を参照。坂野『「官報」から読み解く明治期移民会社の諸相』、12頁。

目指すために渡墨するものもいた¹⁵⁷⁾。

また森岡商会移民部と後継の森岡移民合名会社、さらに後継の森岡移民株式合資会社は¹⁵⁸⁾、日本政府の指導のもと、従前は契約主である耕地地主が負担した渡航費自弁とする代わりに、契約労働者が6ヵ月労働した後は「自由移民」とし（後は1年）、自由に移動することを可能にしていた。そのために、「自由移民」となるとすぐ、契約先の耕地を離れ、渡墨することも発生した¹⁵⁹⁾。

その一方で契約期間を満了したものには、帰路の渡航費を耕地地主が負担することとした¹⁶⁰⁾。契約満了したものたちは、耕地地主が負担した帰国費用を用いて日本までのチケットを購入したものの、メキシコでの下船を選択したものもいた¹⁶¹⁾。それも入米することを目的としていた。

たほうで、米国から入墨するものもいた。たとえば、和歌山県有田郡出身の渡米「少年」は、1907年に17歳で留学を目的にサンフランシスコに到着した¹⁶²⁾。その目的を果たし、商業学校を卒業した。日本の企業へ求職したものの、職を得られなかった。しかたなくメキシコ旅行に出かけ帰路にであった日米新聞社社長と意気投合し、サンフランシスコにあった同社に就職

する。その後、縁あって京都の矢野洋行の商品をキューバで販売するとともに、砂糖の買付をおこなった。1925年にメキシコに到来、ベラクルス州ベラクルス市において、医師の岡本覚治¹⁶³⁾に師事し、医術を学び、チアパス州トナラ市で開業している。

1906年にシアトルに上陸し、「学僕」、いわゆる「スクール・ボーイ」として米国人家庭で働きながら、学校に通った渡米者がいる。英語を習得した後は、農園を経営したが、天候によって収穫が安定しないことを嫌い1914年に入墨し、1906年12月10日の満洲丸で渡墨した人物と共同して食料雑貨店を開くに至る¹⁶⁴⁾。

18歳（1907年もしくは1908年）で「スクール・ボーイ」となるため入米した愛知県海部郡（1970年ごろ時点）出身の渡米「少年」は、3年間の学業を終えた後、帰国することなく米国に留まり、日本人街でホテル経営をおこなった。1923年の関東大震災以降、日本人客が絶えたところに、排日移民法が出されたため、米国でのホテル経営が限界を迎え、入墨することになった¹⁶⁵⁾。

時代は少し下るが、1913年に25歳で入米した三重県度会郡出身の人物は、ロサンゼルス

¹⁵⁹⁾ 村井『パイオニア列伝』、99頁。

¹⁶⁰⁾ 柳田「ペルーへの契約移民を通して見た女性移民の位置と役割」、203-204頁。

¹⁶¹⁾ たとえば、村井のインタビューのひとりは、「当時〔1918年ごろか〕ペルー移民が低加州〔バハ・カリフォルニア州〕通過して〔ママ〕入米するものがいよいよ増大するため、メキシコ行切符は販売してくれず、日本直航切符でサ港〔サリナ・クルス港〕上陸」したという。村井『パイオニア列伝』、26頁。

¹⁶²⁾ 以下、当該「少年」に関わる記述は、以下を参照した。村井『パイオニア列伝』、20-21頁。

¹⁶³⁾ 岡本覚治は、『日本人メキシコ移住史』の「V 医師自由開業条約」の章に医療関係者として名前が挙げられ（218頁）、また当舎勝次編『全墨日系人住所録』（メキシコ市清水幸夫商店、1955年）にも「医師」として紹介されている人物である（366頁）。ただ、医学校等の正規の医学教育を受け、有資格の医師であるのかは不明である。如上の『日本人メキシコ移住史』の記述には、正規の教育を受けた有資格者である「これらのドクター等が当国の事情や言葉も解らないにもかかわらず続々とアメリカや日本から来られたのである。当然通訳や助手が必要になって当国で以前から住んでいる同胞の器用なまた言葉の解るような人等を雇ったのである。そうしてこれ等の通訳や助手も1年か2年で医者や歯科医の真似が出来ようになり、独立して診療所を開き、表門には堂々とドクター某という看板を掛けて俄か医が出来たのである。」（216頁）とあるように、「俄か医」も多かった。岡本に師事した、この和歌山県有田郡の渡米「少年」も「俄か医」であった。

¹⁶⁴⁾ 瀧『世界無比の親日国 大寶庫メキシコ』、391-392頁。

¹⁶⁵⁾ 村井『パイオニア列伝』、66-67頁。

運送店に勤務し、メキシコのバハ・カリフォルニアで生産された農産物を米国に搬送に従事した。当時の米国では日本人が土地を所有することができず、また賃借した場合も地主とのあいだでしばしば悶着が起ることを嫌い、1930年に入墨し、日本人6名で土地を購入し農業に従事している¹⁶⁶⁾。

そうした、北米からの入墨者の列にしばしば加えられる、愛知県海東郡出身の渡航「少年」がいる。村井謙一が「北墨の巨人」と記す人物である。

氏は一九〇五年、北米の令兄を頼って渡米し、砂糖大根を造って製糖会社に納めたり、ロングビーチへ電車を通ずる街道作りの人夫となり、四頭馬車で地ならしをしたり、崖くずしに汗水をたらし、幸いに自分は水配りボーイであったが、靴直しは皆自力でやった。

しかし白人の東洋人に対する迫害と軽べつは日に増し、氏を激怒せしめてやまず、ついに十カ年にわたる滞米生活をふりすて、かかる無礼な非道德の地は一生踏まずと豪語し、一九一七年に入墨する¹⁶⁷⁾。

同人に関しては滝鈞太郎も「在墨邦人中の偉材、ソラノ州における同胞農工商業の開拓者たる」と形容する。

氏は北米畑の人で、アメリカ・カリフォルニア州へ一九〇五年に渡航し、主としてコロラド州ロックフィールド地方

に入植、カンタロープ〔マスクメロンの一種〕、甘蔗などの栽培に八年間従事された。当時アメリカ西部には排日の機運〔ママ〕濃く、同胞が農業上に発展するについても前途は暗澹たるものがあつた。〔中略〕氏らはこの形成を見、折よく当時カリフォルニア州ロスアンゼルスにおいて広告宣伝中のメキシコ国シナロア州ナランホ植民地を視察すべく、排日のアメリカを見捨てて隣国メキシコへ移住入植せんとする人々数名とともに、革命戦の硝煙もいまだ晴れやらぬメキシコの太平洋岸を約三カ月費してマサトラン港まで視察旅行をつづけた。これは一九一六年、すなわち〔中略〕氏の入米十一年後のことであつた¹⁶⁸⁾。

しかし同人の名は倉部名簿にもある。名簿からは、彼が1887年3月生まれで、愛知県海東郡七宝村大字沖之島を本籍地とし、1906年12月12日に神戸を出港したことが分かる（渡航時年齢は19歳のため渡墨「少年」にあたる）。

1976年刊行の『七宝町史』は、その後編に後に七宝町を構成することになる近世期の村ごとの記述がある¹⁶⁹⁾。「七宝村大字沖之島」にあたる「沖之島村」の記述中に「海外発展に貢献した人々」の項があり、そこに同人の記述がある。またその前には兄もある。

両人の渡航記録も記載されており、兄は渡航先「アメリカ」、渡航年月「明治三九・四」、つまり1906年4月とあり、弟は渡航先「メキシコ」、渡航年月「明治四〇・四」とある¹⁷⁰⁾。しか

¹⁶⁶⁾ 村井『パイオニア列伝』、107頁。

¹⁶⁷⁾ 村井『パイオニア列伝』、64頁

¹⁶⁸⁾ 滝『親日の新興国 メキシコ国情大観』、313頁。

¹⁶⁹⁾ 七宝町郷土史研究委員会編『七宝町史』、1976年。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/9537415/> 2025年8月26日閲覧。

¹⁷⁰⁾ 『七宝町史』、286-287頁。

しながら、兄の名も倉部名簿にあり、兄は1906年6月14日に日本を出航した渡墨者のひとりとして記録されている。つまり兩人とも、少なくとも契約上はメキシコに行く先とする契約労働者であったようだ。

『七宝町史』の兄にかんする記述は、滝による弟に関する記事によく似ている。

北米シャートルに上陸してシカゴに行き一年働いて後、デンバ市へ出て後コロラド州ロッキホードに移住アメリカの製糖会社に一年間程働き後弟〔中略〕と共同して農業を経営、二年後八千五百ドルにて三十エーカーの土地を買い、これ売って大正七年には二万七千五百ドルにて百二十エーカーの土地を買いました¹⁷¹⁾。

1905年にシアトルから入米し、コロラド州で農業に従事したというのはまさに滝が弟について記述した内容である。

また『七宝町史』の、さきの兄の記述からは、兄の入米後、1年後には弟も米国にいたことも判明する。弟に関して『七宝町史』は以下を記す。

初め北米のメキシコからアメリカに入りシナロ州で農業を営み後又メキシコのソラノ州に出て食品雑貨卸小売商飲料水、氷製造並ソラノ州カンパニーチャカーズ八十町歩を買って農園を経営、大工場も二ヶ所あり、一はオレゴン州カヘメに、一はシロ州クリカントにありました。トラック、乗用車併せて二十余台を所有し

ていたと云はれています¹⁷²⁾。

引用文中にある「シナロ州」はメキシコの「シナロア」州であり、「オレゴン州カヘメ」とあるのはメキシコの「ソノラ州オブレゴン市カヘメ」である。「シロ州クリカント」は「シナロア州クリアカン」である。地名表記に混乱は見られるものの、メキシコに入ってから米国入りし、その後、再びメキシコに入ったことは読みとれる。

全体をまとめると、兄は1906年6月14日に日本を離れた。契約上は、メキシコの「北部炭坑」において「坑夫」として働くことになっていたはずである。契約を解除したのか逃亡したのかは不明であるが、シアトルで下船して米国内で働いていた。約半年後の1906年12月10日に弟も日本を離れ、入墨した。兄同様、「北部炭坑」で「坑夫」となる契約であった。その後、兄を頼り入米したものの、排日の気運を嫌い、1916年もしくは1917年に再入墨した。

弟の再入墨には、メキシコのシナロア州ナランホへの入植を在米日本人に斡旋する「日墨産業株式会社」が関わっていた。同社は、数名の在米日本人によって1912年にロサンゼルスで設立された会社であり、ナランホ入植地のほかに、ソラノ州の鉱山を所有したようである¹⁷³⁾。

日本人排斥による影響を受けた在米日本人が、個人個人に留まらず、集団でおこなった種々の活動があったが、「日墨産業株式会社」の事例はそのひとつであろう。20世紀初頭からの米国、特にワシントン州・カリフォルニア州の西部2州における日本人排斥は1924年の排日移民法まで加速を続けていた。カリフォルニ

¹⁷¹⁾ 『七宝町史』、286頁。

¹⁷²⁾ 『七宝町史』、287頁。

¹⁷³⁾ 戸田緑郎・堀江寿人『南加之日本人』博文閣、1919年、106頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/950520> 2025年8月26日閲覧。

ア州における 1913 年外国人土地法も、明示的に日本人をターゲットとしてはいなかったものの、1870 年帰化法において帰化不能とされた「帰化不能外国人」¹⁷⁴⁾および彼らが主たる出資者となった法人が土地を購入すること、またすでに購入した土地を「帰化不能外国人」に売却また遺贈することを禁じた。それにとどまらず、借地も 3 年以内とした¹⁷⁵⁾。そのため、土地を購入できないどころか、たとえ借地をしても 3 年しか猶予がないために、在米日本人は安心して農業をおこなうことができなくなっていた¹⁷⁶⁾。そうした在米日本人、とくに農業従事者を対象にしたのがメキシコへの入植という事業であった。

在米日本人による、このメキシコ入植事業は、机上の空論的なものであったようだ。先の弟は「日墨産業株式会社」を「泥棒的インチキ会社」と呼び、「水もないソノーラの曠野を分割譲渡していた」と述べる¹⁷⁷⁾。また別の入植者も「入植者の便宜を図らず、もっとも大切な灌漑用水さえ不十分なので一年半ほど努力した後退耕」した¹⁷⁸⁾。灌漑設備のない土地を農地として分譲していたのである。

それもそのはずで、「日墨産業株式会社」の

メンバーには本格的な農業経験者がいなかったとみられる。取締役兼支配人であった人物は、「早稲田大学」を卒業後、学術研究目的で 1905 年 5 月に入米した人物であり¹⁷⁹⁾、ほかの 1916 年に取締役就任した人物も、「法政大学」を卒業後、学術研究目的で 1906 年 12 月に入米、農業研究を 1 年ほどしたとあるが¹⁸⁰⁾、本格的な農業経験とは思われない。

日墨産業株式会社社長とされるのは、1899 年設立の日米金融社を母体とし 1903 年に設立された株式会社日米銀行の取締役兼ロサンゼルス支店長だった人物で、1894 年ごろ、18 歳で渡米した「少年」である¹⁸¹⁾。

彼は、日墨産業株式会社社長として、津田仙が創刊した『農業雑誌』43 (9) (1918 年 9 月) に「有望なる墨其西哥」と題した記事を執筆している¹⁸²⁾。直接的に、メキシコへの入植を勧誘する目的の記事ではないものの、学理的・先進的・実験的な農業を志向する学農社が刊行する『農業雑誌』への記事執筆は、挑戦的な農業や農法を求める意欲的な農業従事者へアピールし、あわよくば日本から直接入植する人々を集めたいという意図を持ち、この記事執筆したものと考えられる¹⁸³⁾。ただし、この記事に

¹⁷⁴⁾ 1870 年帰化法においては、1790 年帰化法において対象とされた「自由な白人”free white person”」に加えて、アフリカで生まれたアフリカ系の人々およびその子孫も対象とされるということで対象の拡大を規定するものであったが、逆にそれ以外の人々、中国人、日本人などのアジア系の人々を排除することになった。

¹⁷⁵⁾ Kikumura Yano, Akemi, "Issei Pioneers—Hawaii and the Mainland 1885-1924", Part 12, *Discover Nikkei*, <https://discovernikkei.org/en/journal/2011/3/21/issei-pioneers/> 2025 年 8 月 27 日閲覧。

¹⁷⁶⁾ 前掲の Kikumura Yano によれば、国籍を有する米国生まれの自らの子の名義で購入するなどの抜け道はあったようである。Kikumura Yano, "Issei Pioneers".

¹⁷⁷⁾ 村井『パイオニア列伝』、64 頁。

¹⁷⁸⁾ 滝『親日の新興国 メキシコ国情大観』、415 頁。

¹⁷⁹⁾ 戸田緑郎・堀江寿人『南加之日本人』、106 頁。

¹⁸⁰⁾ 戸田緑郎・堀江寿人『南加之日本人』、8 頁。

¹⁸¹⁾ 藤賀與一『日本関係米米國日本人發展史』米國聖書協會日本人部、1927 年、104 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/11934736> 2025 年 8 月 26 日閲覧。および、金井重雄・伊藤晚松『北米之日本人』東京堂書店、1910 年、417-418 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/778704> 2025 年 8 月 26 日閲覧。

¹⁸²⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1598925/1/18> 2025 年 8 月 26 日閲覧。

¹⁸³⁾ 学農社や『農業雑誌』の位置づけについては、以下を参照した。鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房、1969 年、201-202、331-332 頁。

よってメキシコに到来した日本人がいたのか否かは不明である。

渡墨「少年」や南米からの転航者たちが目指した米国は、残念なことに日本人が望まれる場所ではなかった。農業をつうじて、あるいは商業などで自立した先人もいたものの、排日の気運が高く、土地所有も長期に渡る借地もできない状況では、安定にはほど遠かった。逆に、よりましな場所としてメキシコが認識されることになる。メキシコでは日本人であっても資本を蓄えることさえできれば、土地を購入することができ、独立自営で農業を営むことも可能であったし、商売で成功することもできれば、医療従事者となることで安定的に生きてゆくことはできた。

そうした渡航者たち、とくに渡墨「少年」たちの渡航前の記録は乏しい。倉部名簿には学歴は記されていないし、村井や滝のインタビューや記事も渡墨後の苦勞に焦点があてられるため、渡墨前の状況についての描写は稀である。しかし、米国から入墨したものや南米からの転航者を含め、外国への渡航の時期は異なるもの

の、1906・07年代に10歳代＝「少年」であった人物たちが少なくない。

1906・07年という時代と「少年」との関係については、『北米百年桜』に引用されている後藤六郎編『加奈陀密航記』に掲載される、六郎実兄の後藤金平の言葉が興味深い。「日露戦争が終って、日本が人力も財力も消耗しつくしたことは、少年期をぬけたばかりの私にもだんだんわかってきた」¹⁸⁴⁾、とある。宮城県登米郡米川村出身の後藤金平は、同郷の及川甚三郎が仕立てた密航船「水安丸」での渡航者82人のひとりとして、1906年、18歳の折にカナダのブリティッシュコロンビア州バンクーバー島にたどりついた人物である。

地方「少年」たちは、ヨーロッパの大国に勝ち、国際社会において評価される国家になったことよりも、その過程で消耗した日本という国家をまのあたりにする。その閉塞感を打破するひとつの方法が、渡米することであった。しかしながら、日本から直接、入米することが困難となっていくなかで、迂回路としてメキシコを利用しようとした。

4 おわりに

20世紀転換期は、地方「少年」たちに渡米という夢を与えた。日本の何倍もの賃金を得られる米国は、自らの食いぶちをもたない、あるいは親の負担の軽減を考え、また一旗あげることを目指す「少年」たちに金銭的な魅力を与えた。また、高等教育が閉ざされている状況、はたまた中等教育さえ難しいなかで立身出世の道は得

られなかったなかで、渡米を奨励する書物・雑誌は、金銭的な魅力に加え、学べて「洋行帰り」になることができる、渡米こそが「成功」への道であると刺激した。

そうした背景のなか、地方「少年」たちは、米国を目指した。しかしながら、排日の気運高まる米国はその門を閉ざしつつあった。そのと

¹⁸⁴⁾ 伊藤『北米百年桜』、115頁。六郎と金平との関係については、以下の記述による。新田次郎『私の取材旅行』文藝春秋、1981年、158頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/12545158> 2025年8月29日閲覧。新田次郎には、後藤金平が乗船した密航船を題材とした小説『密航船水安丸』（講談社、1979年）があり、その主たる資料になったのが、後藤六郎編『加奈陀密航記』である。

き考えられたのが迂回路としての南米であり、メキシコであった。地方「少年」たちはとりあえず、メキシコまで辿り着ければ米国への道が開けているといったことを耳にしていた。

メキシコへの契約渡航者は、「官約移民」送出県以外の府県からも輩出されていた。「官約移民」時代とは異なり、外国への契約労働者の送出が移民会社によって担われると、その募集地は拡大しており、1906・07年の渡墨者には32府県の人々がいた。

そのなかで、東京府、島根県、千葉県という渡墨者が3名以下の3府県を除いた残り29県には「少年」も含まれていた。「少年」は、年齢不詳者3名を除く渡墨者7,192人全体のなかで1,820人、「少年」率はおよそ4分の1であった。県ごとでみれば、鹿児島県が45.96%と群を抜いて高い。鹿児島の「少年」率の高さの背景や要因は不明なものの、多くの県から地方「少年」たちが渡墨したのである。

地方「少年」たちは、徴兵から逃れることを目的とするものもいたが、直接的には金儲けを狙った。親や家業に頼らず自らの食いぶちを確保する、あるいは少なくとも親の負担を軽減する、あわよくば一旗あげてを頭に、多くのものが米国を目指すために渡墨した。

そして、メキシコへの契約労働者の送出を周旋した移民会社もそれを心得ていた。いなくなることを前提に雇主が必要とする以上の人員と契約し、渡航させた。それだけでなく、上陸と同時に契約を解除することもあれば、契約先でも容易に契約を解いた。メキシコで働くことを想定しないのは、渡航者だけでなく移民会社も同じであった。移民会社は契約解除をも収入源のひとつと考えていたふしもある。

入米目的での渡航は、メキシコに限らずペ

ルーやチリへの渡航の場合も同じであった。少なくとも渡航者たちにとっては、メキシコや南米に骨を埋めるつもりはなかった。彼らの最終目的地は米国であった。

しかし米国は日本人の入国を望まなかった。排日の気運は高まりつつあった。それを嫌い、せっかく入った米国を離れ、入墨するものたちもいた。またそれを後押しする在米日本人の設立した企業もあった。

メキシコに来るもの、メキシコを出るもの、そしてそれらを後押しするもの、いずれにも「少年」がいたし、最初に国を離れた際には「少年」だったものがいた。地方「少年」たちは、ある種の閉塞感に苛まれていた。「成功」からは縁遠い自らの状況を打ち破る道を外国、とくに米国に求めた。それは、戦争に勝ったとはいえ、国としては疲弊していた日露戦争後に強くなる。

本稿は、メキシコへの渡航者も米国の場合と同様に、中等教育修了以上のものが多いと言われていることから、1906・07年の渡航者ピークにおいても中等教育の途中で、あるいは修了したものの高等教育の機会を得られなかった10代の男子、とりわけ地方のものたちが、入米を目指し契約労働者として渡墨したのではないか、という見立てのもとに稿を起こした。残念ながら、渡墨「少年」の渡航前にかんする情報がほとんど得られないため、それを立証することはできなかった。

しかしながら少なくとも、1906・07年に10歳代だった地方「少年」たちの、己にまわりつく閉塞感から抜け出し、「成功」を目指し、メキシコ経由での入米を志向する姿は示し得たはずである。

附録

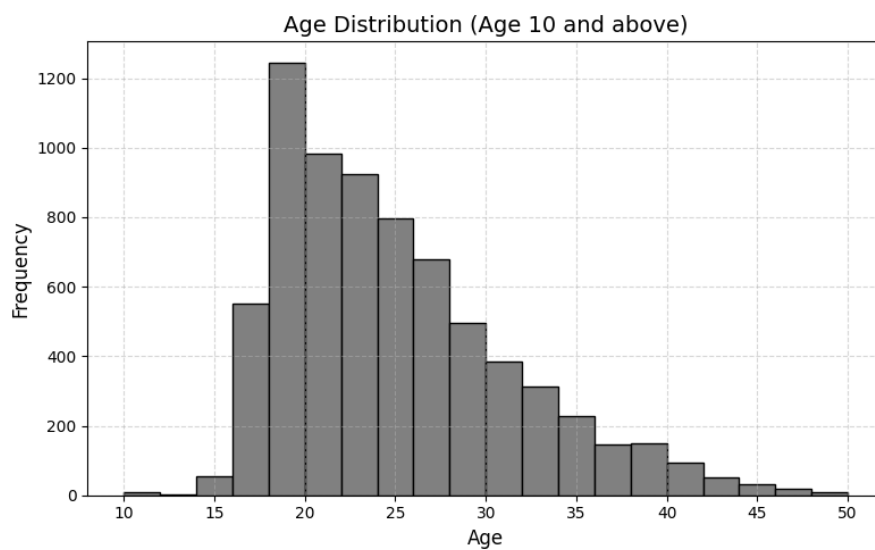


図 6: 渡航時年齢ヒストグラム

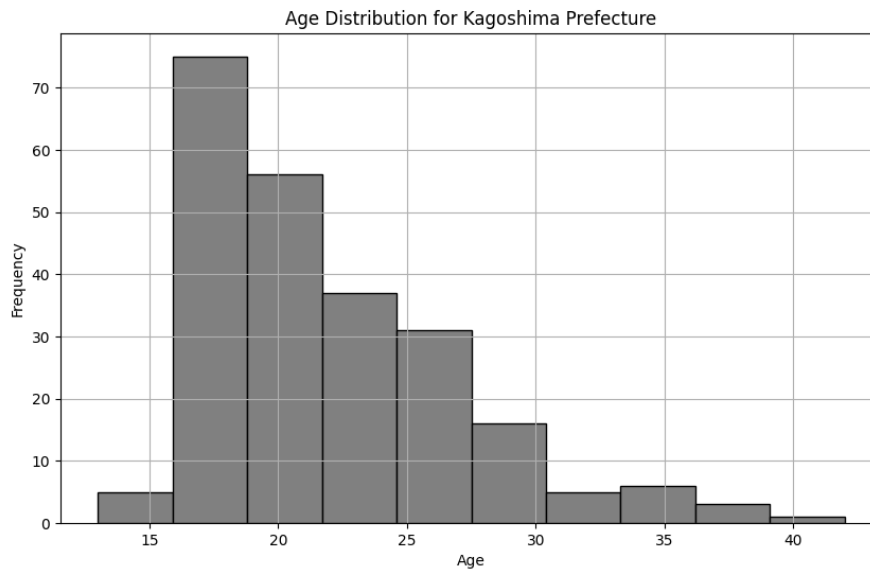


図 7: 渡航時年齢ヒストグラム（鹿児島県）